建築工事特記仕様書（構造）

00. 特記仕様書（共通・各工事）における各章の取扱い及び適用項目の取扱い
a. 各章は章名の右側に「本章は本工事に適用せず」と明記していない限り適用する。
b. 各節は節名の右側に「本節は本工事に適用せず」と明記していない限り適用する。
c. 節中の番号「01. 」は番号の左側に×印が明記されていない限り適用する。
d. 番号「01. 」中は※印及び◎印の付いた項目を適用し、×印は適用しない。
e. a. b. c. ／1)／：印は事項を表し、事項中の項目は※印または◎印の付いた項目（同方に印のある場合は◎を優先とする。）及び仕様を適用し、「×」印又は「-」は適用しない。事項の左側に×印が記された事項は適用しない。
f. 各節及び番号に記載の（ ）内の表示番号は各工事標準仕様書の項目、表、図を示す。
g. 品質性能上、製造所名を記入する場合は「株式会社」等の記載は省略する。（ ）内は製品名を示す。
h. 特記仕様書中に示す数字の単位は数字の後に特記がない限り「mm（ミリ）」とする。

0章：共通特記事項　※下記に示す以外の事項は共通特記仕様書による。

1章：各章共通事項　※下記に示す以外の事項は共通特記仕様書による。

01. 特記仕様書各章の取扱い及び適用項目の取扱いは共通特記仕様書に示す。

02. 特記仕様書、標準仕様書以外の適用（1. 1. 1. 適用範囲）
a. 特記仕様書及び標準仕様書に記載されていない基準等については（社）日本建築学会「建築工事標準仕様書」の最新版による。

2章：仮設工事「建築工事特記仕様書（意匠）」による

3章：土工事

1節：共通事項

01. 基本要求品質（3. 1. 2）は標準仕様書による。

02. 災害及び公害の防止（3. 1. 3）は標準仕様書による。

2節：根切り等

03. 根切り（3. 2. 1）
a. 根切りは工事現場内外に有害な影響を与えないよう、かつ、土砂が崩壊しないよう関係法令等に従い、下記の工法を参考にし、受注者の責任で適切な法面又は山留めを設け、必要に応じて計画を行う。
1）山留め壁
※ 法付けオープンカット工法　・鋼製矢板壁工法　・親杭横矢板工法
・ソイルセメント柱列壁工法　・連続地中壁工法
2）支保工
・自立工法　・水平切ばり工法　・地盤アンカー工法
・逆打ち工法　・アイランド工法

04. 排水（3. 2. 2）
a. 排水により工事現場内外、根切り底、法面などに有害な影響を与えないように下記の工法を参考にし、受注者の責任で、適切な排水を行う。
1）排水工法
※ 釜場排水工法　・ディープウエル排水工法　・ウエルポイント排水工法

05. 埋戻し及び盛土（3. 2. 3）
a. 埋戻しの種別
※ A種　山砂の類　（水締め、機器による締固め）
・B種　根切り土の中の良質土　（機器による締固め）
・C種　他現場の建設発生土の中の良質土　（機器による締固め）
・D種　再生コンクリート砂　（水締め、機器による締固め）
b. 盛土の種別
※ A種　山砂の類　（水締め、機器による締固め）
・B種　根切り土の中の良質土　（機器による締固め）
・C種　他現場の建設発生土の中の良質土　（機器による締固め）
・D種　再生コンクリート砂　（水締め、機器による締固め）

06. 地均し（3. 2. 4）は標準仕様書による。

07. 建設発生土の処理（3. 2. 5）は標準仕様書による。

3節：山留め

08. 山留めの設置（3. 3. 1）は標準仕様書による。

09. 山留めの管理（3. 3. 2）は標準仕様書による。

10. 山留めの撤去（3. 3. 3）は標準仕様書による。

4節：その他の特記事項

11. 道路補修
工事により破損した構内外の道路は完全補修を行う。

12. 地盤改良
a. 工法　※ 浅層混合処理工法（　）
・深層混合処理工法（　）
b. 改良範囲　※ 図示　・
c. 品質管理（計測、試験等含む）　※ 図示　・
d. 固化材　※ セメント系固化材（六価クロム対応型）　・
e. 施工業者　：

4章：地業工事

1節：共通事項

01. 基本要求品質（4. 1. 2）は標準仕様書による。

02. 施工一般（4. 1. 3）は標準仕様書による。

2節：試験及び報告書

× 03. 杭の精度

× 04. 試験一般（4. 2. 1）は標準仕様書による。

× 05. 試験杭（4. 2. 2）は標準仕様書による。

× 06. 杭の載荷試験（4. 2. 3）

× 07. 地盤の載荷試験（4. 2. 4）
a. 平板載荷試験
1）長期設計支持力　：　kN/m²
2）試験位置　※ 図示　・
3）箇所数　：　ヶ所
4）試験深さ　※ 図示　・設計GL-　m
5）載荷荷重の最大値　※ 長期設計支持力の3倍　・　kN
6）荷重制御　※ 段階式載荷（単サイクル法）　・段階式繰返し載荷（多サイクル法）
b. 試験の方法は「敷地調査共通仕様書」4章7節による。
c. 載荷試験報告書の記載事項は「建築工事監理指針（4. 2. 4）」による。

× 08. 報告書等（4. 2. 5）は標準仕様書及び監理者の指示による。

3節：既製コンクリート杭地業　「本節は本工事に適用せず」

4節：鋼杭地業　「本節は本工事に適用せず」

5節：場所打ちコンクリート杭地業　「本節は本工事に適用せず」

6節：砂利、砂、捨コンクリート地業等

31. 材料（4. 6. 2）は標準仕様書による。

32. 砂利及び砂地業（4. 6. 3）
a. 範囲及び厚さ　※ 図示　・60mm

33. 捨コンクリート地業（4. 6. 4）
a. 範囲及び厚さ　※ 図示　・50mm

34. 床下防湿層（4. 6. 5）
a. 適用及び範囲　：意匠図による。
b. 材料　：JIS Z 1702 による包装用ポリエチレンフィルム厚0. 15mm以上。
c. 位置　：建物内の土に接する床版（土間コンクリートを含む）の直下。ただし、断熱材がある場合は断熱材の直下。

35. 施工記録（4. 6. 6）は監理方針書による。

× 36. ラップルコンクリート地業
a. 範囲及び深さ　※ 図示　・
b. 支持地盤　※ 図示　・
c. 型枠　※ 使用する　・使用しない

5章：鉄筋工事

1節：共通事項

01. 基本要求品質（5. 1. 2）は標準仕様書による。

02. 配筋検査（5. 1. 3）
a. コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり厚さ、間隔、相互のあき、位置等について監理者の確認を受ける。
b. 監理者が確認する箇所、範囲及び確認方法は監理方針書による。
c. 受注者は、監理者が実施する配筋確認に先立ち、下請け業者が行う検査とは別に配筋について全数自主検査を行い、記録を作成する。

2節：材料

03. 鉄筋（5. 2. 1）
a. 鉄筋の種類と径は、図示による。
b. 材料はJIS規格品及び建築基準法第37条の規定に基づき認定を 受けたせん断補強筋とし、規格証明書を監理者に提出し、承諾を受ける。
c. 認定品
1）名　称　：
2）認定番号　：

04. 溶接金網（5. 2. 2）
a. 種類
1）線径　6φ網目100×100　：防水押えコンクリート補強筋、嵩上げコンクリート補強筋
2）線径　3. 2φ網目100×100　：
3）線径　D10　網目100×100　：
b. 溶接金網はJIS G 3551の規格品とする。
c. 鉄筋格子は材質JIS G 3112 SD295Aの規格品とする。

05. 材料試験（5. 2. 3）鉄筋の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。

3節：加工及び組立

06. 加工及び組立一般（5. 3. 1）、加工（5. 3. 2）、組立（5. 3. 3）は標準仕様書による。

07. 継手及び定着（5. 3. 4）
a. 継手工法及び適用箇所　※ 重ね継手　：ガス圧接以外の継手
※ ガス圧接継手　：D19以上の柱、梁の主筋、柱、梁の増打補強筋
・機械式継手　：
・溶接継手（突合せ溶接）　：
※ 溶接継手（重ねアーク溶接）　：基礎フーチング補強筋
b. 鉄筋の継手位置は図示による。隣り合う継手の位置は「標準仕様書表5.3.3」による。
c. 柱及び梁の主筋の重ね継手の長さ
※ 配筋規準図(1)表4
d. 耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ
・配筋規準図(1)表4　※ 40d又はと配筋規準図(1)表4の長さのうちいずれか大きい値
e. 柱に取り付ける梁の引張鉄筋の定着長さ
※ 配筋規準図(1)表6　・

08. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（5. 3. 5）
a. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔　※ 図示（配筋規準図）　・
b. 耐久性上不利な箇所などの鉄筋かぶり厚さ
1）適用箇所　：
2）かぶり厚さ　・配筋規準図　+10　・
c. コンクリート打増し部はかぶり厚さに算入しない。

09. 鉄筋の保護（5. 3. 6）は標準仕様書による。

10. 各部配筋（5. 3. 7）
a. 各部の配筋は配筋規準図による。
b. 帯筋　※ H型　・W-Ⅰ形　・SP型（スパイラル筋）　・丸形

4節：ガス圧接

11. ガス圧接作業を行う技能資格者（5. 4. 2）
a. 手動圧接　※（社）日本鉄筋継手協会がJIS Z 3881の試験に基づき認めた技量資格種別2種以上の者。
b. 自動圧接　※（社）日本鉄筋継手協会に認定された者。

12. 圧接部の超音波探傷試験を行う技能資格者（5. 4. 3）は標準仕様書による。

13. 圧接部の品質（5. 4. 4）、圧接一般（5. 4. 5）、鉄筋の加工（5. 4. 6）、圧接前の端面（5. 4. 7）、天検等による措置（5. 4. 8）、圧接作業（5. 4. 9）は標準仕様書による。

14. 圧接完了後の圧接部の試験（5. 4. 10）
a. 継手部の検査
1）自主検査
イ）外観試験　：全数（目視、必要に応じて計測を行う）
2）第三者検査
イ）外観試験　：全数（目視又は計測）
ロ）超音波探傷試験　：1検査ロット当たり　※ 30 箇所　・　%
ハ）引張試験　：1検査ロット当たり　・ 3 箇所　・ 5 箇所
1検査ロットは同一作業班が同一日に作業した継手箇所で200箇所以内とする。
ニ）試験方法　：JIS Z 3062、JIS Z 3120
4）コンクリート打設前に必ず監理者に検査結果を 報告すること。
5）試験片を採取した部分の処置（引張試験を採用した場合に適用）
※ 同種の鉄筋を同端圧接する。
・同種の鉄筋を片端圧接、片端重ね継手とする。（D25 以下の場合）
・同種の鉄筋を同端重ね継手とする。（D25以下の場合）
6）検査会社　：

15. 不合格となった圧接部の措置（5. 4. 11）は標準仕様書による。

5節：機械式継手　「本節は本工事に適用せず」

6節：溶接継手　「本節は本工事に適用せず」

7節：機械式鉄筋定着工法　「本節は本工事に適用せず」

6章：コンクリート工事

1節：共通事項

01. 基本要求品質（6. 1. 2）は、標準仕様書による。

2節：コンクリートの種類及び品質

02. コンクリートの種類（6. 2. 1）
a. コンクリートの気乾単位容積質量による種類　※ 普通　・軽量
b. コンクリートの種類及び適用箇所　※ 特記仕様書　・標準仕様書
c. コンクリートの種別　※ Ⅰ類　・Ⅱ類

03. コンクリートの強度（6. 2. 2）、気乾単位容積質量（6. 2. 3）、ワーカビリティー及びスランプ（6. 2. 4）
a. コンクリートの強度　◎ 特記仕様書　・標準仕様書
b. 気乾単位容積質量　※ 特記仕様書　・標準仕様書
c. ワーカビリティー及びスランプ　※ 特記仕様書　・標準仕様書

04. 構造体コンクリートの仕上り（6. 2. 5）
a. 部材の位置及び断面寸法の許容差　・特記仕様書　※ 標準仕様書
b. コンクリートの仕上りの平たんさの種別　※ 意匠図　・

3節：コンクリートの材料及び調合

05. コンクリートの材料（6. 3. 1）
a. セメント
1）種類　※ ポルトランドセメント（JIS R 5210）　※ 普通　・早強　・中庸熱　・低熱
・高炉セメント（JIS R 5211）　・A種　※ B種　・C種
2）適用箇所　：
：
b. 骨材
1）粗骨材の種類及び最大寸法　※ 砂利25mm、砕石・高炉スラグ 砕石20mm
・砂利40mm、砕石・高炉スラグ 砕石25mm
・人工軽量骨材15mm（軽量コンクリート）
2）骨材のアルカリ反応性による区分　※ 区分A　・区分B
3）細骨材の塩化物量（NaCl換算）　※ 0.04%以下　・0.01%以下
c. 水　※ 標準仕様書
d. 混和材料　※ 標準仕様書

06. コンクリートの調合（6. 3. 2）
a. 材料及び調合の条件　※ 特記仕様書　・標準仕様書

4節：レディーミクストコンクリート工場の選定、コンクリートの製造及び運搬

07. レディーミクストコンクリート工場の選定、発注及び運搬（6. 4. 1～6. 4. 3）は標準仕様書による。

5節：コンクリートの品質管理

08. コンクリートの品質管理（6. 5. 1～6. 5. 5）
a. 設計基準強度と適用箇所
：設計基準強度　／　気乾比重　／　スランプ　／　空気量　／　適用箇所
[　21 N/mm²　]　[　2.3程度　]　[　15 cm]　[　4.5 %]　[　外構、駐輪場・車寄せ屋根等基礎　]
[　　N/mm²　]　[　2.3程度　]　[　　cm]　[　4.5 %]　[　　]
[　　N/mm²　]　[　2.3程度　]　[　　cm]　[　4.5 %]　[　　]
※ 調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を 加えた値、かつ、コンクリートの品質に関係する規定を満たすこと。（以下のコンクリートに共通とする。）
※ 調合強度は、調合管理強度に、強度のばらつきを表す標準偏差に許容不良率に応じた正規偏差を乗じた値を加えたものとする。（以下のコンクリートに共通とする。）
b. 水セメント比　※ 65%以下　・60%以下
c. 単位水量　※ 175kg/m³ 以下　・185kg/m³以下
d. 単位セメント量　※ 270kg/m³ 以上
e. 混和材料　※ AE減水剤
※ 高性能AE減水剤　[適用箇所：全て。ただしa～dの数値を満たせる 場合はAE減水剤のみ　]
・躯体防水混和剤　[適用箇所：　]
・膨張剤　[適用箇所：　]

f. 塩化物量及びアルカリ総量
1）コンクリートに含まれる塩化物量
※ コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン量として0. 30kg/m³以下とする。
2）アルカリ骨材反応対策
※ アルカリシリカ反応性試験の結果で無害と確認された骨材を使用する。
・低アルカリ形のポルトランドセメントを使用する。
・コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa_2O換算で3. 0kg以下にする。
・アルカリ骨材反応抑制効果の確認された混合セメントを使用する。

6節：コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め

09. 工事現場内運搬（6. 6. 1）、コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間（6. 6. 2）、打込み（6. 6. 3）打継ぎ（6. 6. 4）、締固め（6. 6. 5）、上面の仕上げ（6. 6. 6）、打込み後の確認等（6. 6. 7）は標準仕様書による。

7節：養生

10. 養生温度（6. 7. 1）、湿潤養生（6. 7. 2）、振動及び外力からの保護（6. 7. 3）は標準仕様書による。

8節：型枠

11. 型枠一般（6. 8. 1）
a. 打放し仕上げの打増し厚さは「13. 型枠の加工及び組立」及び図示による。
b. ひび割れ誘発目地の位置、形状、寸法は図示による。
c. 床型枠用鋼製デッキプレートの梁側面部の増打ち処理
デッキプレートを支持する梁の側面の打増し厚　※ 10mm　・20mm

12. 材料（6. 8. 2）
a. せき板の材料
せき板（一般・曲面）の材料は、コンクリート打放し仕上げの場合は、コンクリート表面の仕上り程度に見合ったものとする。
コンクリート打放し仕上げ以外の場合は普通型枠（JASコンクリート型枠用合板　B-C　厚12mm）とする。
※ JASコンクリート型枠用合板　表面加工品　※ 厚12mm　・厚15mm
※ JASコンクリート型枠用合板　B-C　厚12mm
b. 床型枠用鋼製デッキプレート　：規格は「7章：鉄骨工事」による
c. ラス型枠　：
d. 線甲板型枠　：
e. 円柱型枠　・ボイド　・合板
f. 断熱材兼用型枠材　：
g. MCR工法用シート　・適用　※ 適用しない
h. 配管用のスリーブ材料
1）柱及び梁以外の箇所で開口補強が不要で あり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分　※ 紙チューブ　・
2）外壁の地中部分等水密を要する部分　※ つば付き鋼管　・
3）地中部分で水密を要しない部分　※ 硬質ポリ塩化ビニル管　・
4）上記1、2以外の部分　※ 溶融亜鉛めっき鋼板加工品　・
※硬質ポリ塩化ビニル管は防火区画に使用しない。

13. 型枠の加工及び組立（6. 8. 3）は意匠図による。

14. 型枠の存置期間及び取外し（6. 8. 4）、型枠締付け金物等の措置（6. 8. 5）は標準仕様書による。
a. 支柱の最小存置期間を圧縮強度により定める場合はコンクリートの試験結果及び安全を確認するための資料（構造計算）を監理者へ提出し、承諾を受けること。

× 15. 目地

16. 止水板
a. ブチルゴム系止水板
1）仕様　※ 200×6
2）適用箇所　※ 土に接する部分の打継部　※ 水槽の打継部
3）備考　※ 鉄板入り
b. 水膨張性ゴムシール
1）仕様　・20×10
2）適用箇所　・土に接する部分の打継部　・水槽の打継部
3）備考　：

9節：試験等

17. 試験（6. 9. 1～6. 9. 5）
a. 計画調合
1）配合計画書　：コンクリートの配合計画書を提出し、監理者の承諾を受ける。
2）試し練り
イ）実施の有無　・実施する　※ 実施しない
ロ）JIS表示許可工場で製造される Ⅰ 類コンクリートの場合、省略できる。
3）監理者の立会い確認　※ 要　・不要
4）使用材料は下記の材料の試験結果を提出し監理者の承諾を受ける。
※ セメント　※ 骨材　※ 水　※ 混和材料　・
b. フレッシュコンクリートの試験
※ スランプ
：試験時期又は回数　：下記d項及びa項による。また、打込み中に品質変化が認められた場合。
※ 空気量
：試験時期又は回数　：下記d項及びa項による。また、打込み中に品質変化が認められた場合。
※ 単位容積質量
：試験時期又は回数　：普通コンクリートの場合　：必要が生じた場合
：軽量コンクリートの場合　：下記d項による。
※ 温度
：試験時期又は回数　：気温25℃を超える場合、寒中コンクリートを 用いる場合その他必要が生じた場合
※ 塩化物量
：試験時期又は回数　：コンクリートの種類が異なるごとに1日1回以上とし、打込み当初及び1日の計画打込み量が150m3を超える場合は、150m3以下にほぼ均等に分割した単位ごとに1回以上。
・単位水量
イ）単位水量試験　・実施する　※ 実施しない
ロ）試験方法　※ エアメータ法　・電子レンジ法
c. コンクリートの強度試験
1）一般の場合
※ 調合管理強度の判定
イ）養生方法　標準養生（JIS A 1132に基づき、20±2℃の水中養生）
ロ）材齢　：28日
※ 型枠取外し時期の決定
イ）養生方法　：工事現場における水中養生又は封かん養生
ロ）材齢　：必要に応じて定める。

八潮市 企画財政部 公共施設整備課	履歴	日付 2025.01	工事名称 八潮市新庁舎北側駐車場及びﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ等整備（建築）工事 図面名称　縮尺 建築工事特記仕様書（構造）－1	図面番号 S-001

※ 構造体コンクリート強度の判定
1)現場水中養生
イ） 養生方法 :工事現場における水中養生
ロ） 材齢 :28日
2)現場封かん養生
イ） 養生方法 :工事現場における封かん養生
ロ） 材齢 :28日及び28日を超え91日以内
3)標準養生
イ） 養生方法 :標準養生(JIS A 1132に基づき、20±2℃の水中養生)
ロ） 材齢 :28日
2) 寒中コンクリートの場合
※ 調合管理強度の判定
イ） 養生方法 :標準養生(JIS A 1132に基づき、20±2℃の水中養生)
ロ） 材齢 :28日
※ 初期養生打切り時期の決定
イ） 養生方法 :工事現場における封かん養生を、構造物の内側において行う。
ロ） 材齢 :状況に応じて定める。
※ 型枠取外し時期決定試験
イ） 養生方法 :工事現場における封かん養生を、構造物の内側において行う。
ロ） 材齢 :必要に応じて定める。
※ 構造体コンクリート強度の判定
イ） 養生方法 :工事現場における封かん養生を、構造物の内側において行う。
ロ） 材齢 :28日及び28日を超え91日以内

d. 試験の頻度
※ 調合管理強度の判定、構造体コンクリートの判定の頻度は打込み日ごと、打込み工区ごと、かつ、150m3以下にほぼ均等に分割した単位ごとに行う。
e. 供試体の個数及び供試体の作成方法
※ 1回の試験の供試体の個数は、調合管理強度の判定用、構造体コンクリートの判定用、型枠取り外し時期の決定用とし、養生方法、材齢に応じて各3個とする。
※ 調合管理強度の判定用:1台の運搬車から採取した試料で同時に3個の供試体を作成する。
構造体コンクリートの判定用、型枠取り外し時期の決定用:適切な間隔をあけた3台の運搬車から、それぞれ試料を採取し、1台につき1個(合計3個)の供試体を作製する。
f. 試験機関等
※ 試験機関は原則として公的機関または第三者検査会社とする。
※ 行政指導によって試験・検査の内容、試験機関等について指導された場合はそれに拠る。
※ 試験体の採取業者については監理者の承諾を受ける。

18. 構造体コンクリートの仕上りの確認(6. 9. 6)は標準仕様書による。

10節：軽量コンクリート

× 19. 軽量コンクリート(6. 10. 1～6. 10. 5)
a. 設計基準強度と適用箇所
: 種 別 ／ 設計基準強度 ／気乾比重 ／スランプ ／空気量／適用箇所
[1 種] [N/mm²] [1.8～2.1] [cm] [5.0%] [ ]
[種] [N/mm²] [ ] [cm] [5.0%] [ ]
[2 種] [N/mm²] [1.4～1.8] [cm] [5.0%] [ ]
b. 水セメント比 ※ 55%以下 ・ %以下
c. 単位水量 ※ 175kg/m³ 以下 ・ 185 kg/m³以下
d. 単位セメント量 ※ 320kg/m³ 以上 ・ 340 kg/m³以上
e. 混和材料 ※ AE減水剤
・高性能AE減水剤 [適用箇所:]

11節：寒中コンクリート

× 20. 寒中コンクリート(6. 11. 1～6. 11. 6)
a. 適用期間 : 日平均気温が4℃以下の期間又は91日間の積算温度が840° DDを下回る期間
b. 調合管理強度を定める材齢 ※ 28日材齢 ・
c. 調合強度の決め方 ※ 調合管理強度及び調合強度による方法 ・積算温度をもとに定める方法
d. 水セメント比 ※ 60%以下 ・ %以下
e. 初期養生期間 ※ 圧縮強度が5N/mm²に達するまで
・打設の日から 日間

12節：暑中コンクリート

21. 暑中におけるコンクリートの取り扱い(6. 12. 1～6. 12. 4)は、標準仕様書による。

13節：マスコンクリート 「本節は本工事に適用せず」

14節：無筋コンクリート

23. 無筋コンクリート(6. 14. 1～6. 14. 3)
構造体強度補正値(S)は、適用しない。
a. 普通コンクリート
: 設計基準強度 ／ スランプ ／ 適用箇所
[18 N/mm²] [15 cm] [捨てコンクリート]
[18 N/mm²] [18 cm] [防水押えコンクリート、嵩上げコンクリート]
b. 軽量コンクリート
: 設計基準強度 ／ 気乾比重 ／ スランプ ／ 適用箇所
[18 N/mm²] [ ] [cm] [[防水押えコンクリート、嵩上げコンクリート]

15節：流動化コンクリート 「本節は本工事に適用せず」

16節：設計基準強度が36N/mm²を超える普通コンクリートの取り扱い 「本節は本工事に適用せず」

7章：鉄骨工事

1節：共通事項

01. 基本要求品質(7. 1. 2)は、標準仕様書による。

02. 鉄骨製作工場(7. 1. 3)
a. グレード ・S ※ H ※ M
b. 指定工場
1) 関連通達に適合する工場とする。
2) 工場名 :

03. 鉄骨製作工場における施工管理技術者(7. 1. 4)は、標準仕様書による。

2節：材料

04. 鋼材(7. 2. 1)
a. 使用材の規格番号・規格名称・種類記号は標準仕様書により、適用箇所及び形状、寸法は図示による。
b. 鋼材の規格
※ 鋼材はJIS規格品とし規格証明書を監理者に提出し承諾を受ける。但し、等辺山形鋼／不等辺山形鋼／溝形鋼／形鋼はJIS規格(JISG3101、SS400)相当品とすることができる。
・「標準仕様書」7. 2. 10の試験を行う。
c. 鋼材の材料
※ 鋼材は全て高炉材とする。但し、厚板は電炉材とすることが出来る。
※ 溝形鋼、山形鋼、形鋼は高炉材、又は、電炉材とする。
※ 下記の部位は電炉材(広幅平鋼含む)とすることができる。
※ スプライスプレート ・H形鋼(小梁、間柱、等の2次部材)

05. 高力ボルト(7. 2. 2)
a. ボルトの種類
※ トルシア形高力ボルト (セットの種類 ※ 2種(S10T) ・)
認定番号:
・JIS形高力ボルト (セットの種類 ※ 2種(F10T) ・)
※ 溶融亜鉛めっき高力ボルト (セットの種類 ※ 1種(F8T相当))
認定番号:
b. ボルトの径 ※ 図示
c. ボルトの長さ ※ 標準仕様書による

06. 普通ボルト(7. 2. 3)
a. ボルト及びナットの材料 ・図示 ※ 標準仕様書 表7. 2. 3
b. ボルトの径 ※ 図示 ・
c. ボルトの長さ ・図示 ※ 標準仕様書

07. アンカーボルト(7. 2. 4)
a. 構造用アンカーボルト(JIS B 1220) ・ABR400 ※ ABR490 ・ABM400 ・ABM490
b. 建方用アンカーボルト ※ SS400 ・SM490
アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上の程度は標準仕様書表7.2.3による。
c. ボルトの径及び長さ ※ 図示 ・
d. 露出型弾性固定柱脚工法 ・評定取得工法(工法名:)

08. 溶接材料(7. 2. 5)は標準仕様書による。

09. ターンバックル(7. 2. 6)
a. ターンバックルはJIS A 5540(建築用ターンバックル)及びJIS A 5541(建築用ターンバックル胴)とする。
b. ねじの呼び ※ 図示 ・
c. ターンバックルの胴の種類 ※ 割枠式 ・パイプ式
d. ターンバックルボルト ※ 羽子板ボルト ・

× 10. 床構造用のデッキプレート(7. 2. 7)
a. デッキプレート版(デッキプレート単独の構法)
1) 材質 ※ SDP1TG(※ Z12 ・Z27) ・SDP1T
・SDP2G (※ Z12 ・Z27) ・SDP2
2) 形状等 ※ 図示 ・
3) 使用箇所 ※ 図示
b. 合成スラブ(デッキプレートとコンクリートの合成スラブとする構法)
1) 材質 ※ SDP2G (※ Z12 ・Z27) ・SDP1T ・SDP2
2) 形状等 ※ 図示 ・
3) 使用箇所 ※ 図示
c. 床型枠用鋼製デッキプレート
1) 材質 ※ JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」(※ Z12 ・Z27)
・高耐食性めっき鋼板
2) 形状等 ※ 図示 ・
3) 使用箇所 ※ 図示
d. 鉄筋組込デッキプレート
1) 材料 ※ 評定取得品であること。
2) 形状等 ※ 図示 ・
3) 使用箇所 ※ 図示

× 11. スタッド(7. 2. 8)
a. 頭付きスタッド
イ） 材質 : JIS B 1198
ロ） 径・長さ ※ 図示
ハ） 使用箇所 ※ 図示
b. 異形筋スタッド
イ） 材質 : 機械的性質はJIS G 3112のSD295A、SD345と同等品
ロ） 径・長さ ※ 図示
ハ） 使用箇所 ※ 図示

12. 柱脚均しモルタル(7. 2. 9)
a. 品質及び試験方法 ※ 標準仕様書 表7. 2. 5 ・図示
b. 無収縮モルタルの品質試験 ・行う ※ 行わない
c. 品質の試験を行わない場合は、メーカー試験成績表を提出し、材料配合の管理を行う事。

13. 材料試験等(7. 2. 10)
a. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。 ・行う ※ 行わない

3節：工作一般

14. 工作一般(7. 3. 1～7. 3. 11)
a. 現寸図 ※ 作成する ・作成しない
b. ボルトのゲージ、ピッチ、へりあき等 ※ 図示
c. 鉄骨の製作精度
※ JASS 6及び 鉄骨精度測定指針による。
※ 告示1464号による。
※「突合せ継手の食い違いの検査・補強マニュアル」(独立行政法人建築研究所監修)による。
d. 仮設のため、鉄骨に補助材の取付け、貫通孔の設置等の必要がある場合は、監理者の承諾を得ること。
仮設のため、鉄骨に補助材を溶接する場合は、標準仕様書(7. 6. 9)に準ずる。
e. 仮組の実施 ・行う(施工計画書作成) ※ 行わない
f. 寸法精度の受入検査方法
1) JASS 6及び鉄骨精度測定指針
※ 書類検査1 ・書類検査1＋対物検査2
尚、書類検査1の場合、製品検査時に抜き取りによる対物検査を行うものとし、検査数は監理者と協議する。
2) 検査項目
※ 柱の長さ、階高、仕口部の長さ、柱のせい、仕口部のせい、梁の長さ、梁のせい
・JASS6 付則6 付表4 に該当する全ての項目とし監理者と協議する。
g. 梁貫通補強
※ 建築工事とし、該当する意匠図・構造図・電気設備図及び機械設備図による。

4節：高力ボルト接合

15. 高力ボルト接合(7. 4. 1～7. 4. 9)
a. すべり係数試験
1) 試験の実施 ・行う ※ 行わない
2) 試験方法 ※ 鉄骨工事技術指針(日本建築学会)による。
3) 試験片の摩擦面の状態 ※ 工事で採用する摩擦面の処理方法による
b. 締付けの確認 ※ 締付け確認の記録により、監理者の確認を受ける。

5節：普通ボルト接合

16. 普通ボルト接合(7. 5. 1～7. 5. 2)は標準仕様書による。

6節：溶接接合

17. 溶接接合(7. 6. 1～7. 6. 12)
a. 施工管理技術者 ※ 溶接管理技術者は標準仕様書7. 6. 2による。
・
b. 溶接技能者 ※ 建築鉄骨溶接技量検定(AW検定)の有資格者による。
・標準仕様書7. 6. 3による。
c. 溶接技能者の技量付加試験
1) 試験の実施 ※ 行う(AW検定合格者は省略可) ・行わない
2) 試験内容
イ） 試験方法 : 建築鉄骨溶接技量検定(AW検定)に準じる。
ロ） 合否判定 : 建築鉄骨溶接技量検定(AW検定)に準じる。
3)建築鉄骨溶接技能者技量検定(AW検定)に合格した者は監理者と協議の上、省略することができる。
4)ロボット溶接を使用する場合は、事前に監理者と協議して承諾を得ること。
d. エンドタブ ※ 鋼製エンドタブ
但し、溶接の品質が確保できると判断され、監理者の承諾を受けた場合はこの限りではない。
・代替エンドタブ
e. エンドタブの切断 ※ 切断する :切断箇所 ※ 全て ・
:切断面の仕上げ ※ 標準仕様書 ・
・切断しない
f. 検査及び試験
検査及び試験は先の鋼材、高力ボルト、溶接材料等の項目の他に下記の項目についてJASS 6及び鉄骨精度測定指針により受注者が実施し、検査成績表を監理者に提出して承諾を受ける。尚、立会い確認は抽出確認とする。
1) 現寸検査
イ） 検査の実施 ・行う ※ 行わない
ロ） 監理者の立会 ・有 ※ 無
2) 中間検査
イ） 検査の実施 ・行う ※ 行わない
ロ） 監理者の立会 ・有 ※ 無
ハ） 検査機関の立会い ・有 ※ 無
3) 受入検査
イ） 検査の実施 ※ 行う ・行わない
ロ） 監理者の立会 ※ 有 ・無
ハ） 検査機関の立会い ※ 有 ・無
g. 溶接後の試験
1) 超音波探傷試験・外観検査

検査箇所	検査方法	検査率		
		鉄骨製作工場自主検査	第三者検査	
			工場	現場
突合せ溶接部	超音波探傷試験	100%	AOQL4.0% 第6水準	100%
	外観検査			
突合せ溶接部以外	外観検査	100%	イ)による	100%

イ） 突合せ溶接部以外の外観検査(第三者検査・工場)
・ロット形成
ロットは柱・大梁別に形成し、ロットの大きさは30台以下とする。
・抜取率
1ロットに対して10%以上の台数を抜き取る。(抜き取った部材については全数検査を行う)
・検査対象
①柱本体(仕口部、ブラケット部を含む)、大梁本体の部分溶け込み溶接又は隅肉溶接
②ガセットプレート、貫通補強、その他付属金物、仮設金物の部分溶け込み溶接又は隅肉溶接
・検査単位
検査単位は、連続した1溶接線を1単位とする。また、貫通補強、付属金物、仮設金物等の溶接部は、金物1個の溶接部を1単位(箇所)とする。
ロ） 突合せ継手の食い違い、仕口のずれの検査(第三者検査)
外観検査項目のうち、突合せ継手の食い違い仕口のずれには「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」(独立行政法人建築研究所監修)を適用する。
①工場突合せ溶接部 ・抜き取り検査① ※ 抜き取り検査②
②現場突合せ溶接部 100%
ハ） 不具合が発生した場合速やかに構造監理者に報告すること。「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」(独立行政法人建築研究所監修)で提案されている補強方法等を施工工程等考慮し、施工者の責任で提案し、構造監理者の確認を受ける。
2) 放射線試験 ・実施する ※ 実施しない
3) 浸透探傷試験 ・実施する ※ 実施しない
4) 超音波探傷検査による溶接部の合否判定規準
※ 日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準・同解説」の「溶接部に引張応力が作用する場合」による。
5) 放射線試験の規準 ・JIS Z 3104の2類以上を合格とする。
6) 検査機関
標準仕様書7. 6. 11(b)(5)によると共に、受注者は検査機関に直接発注方式とする。外観検査は、WES-8103溶接管理技術者資格認定試験2級以上の者とする。
検査会社は(社)日本溶接協会 溶接検査認定委員会の認定事業者とし、「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」(独立行政法人建築研究所監修)による外観検査の実績を保有すること。
・検査会社:

7節：スタッド溶接及びデッキプレート溶接 「本節は本工事に適用せず」

8節：錆止め塗装

19. 錆止め塗装(7. 8. 1～7. 8. 4)
a. 鉄骨面の素地ごしらえの種別(標準仕様書 表18. 2. 2)
1) 種別 ・A種 ・B種 ※ C種
2) 適用箇所 ※ 錆止め塗装図全般
b. 鉄骨面の錆止め塗料の種別(標準仕様書 表18. 3. 1)
1) 種別・規格番号 ※ A種 (JIS K 5674)
・B種 (※ JIS K 5674 ・JASS18 M-111)
2) 適用箇所 ※ 全般
c. 鉄骨面錆止め塗料塗り種別(標準仕様書 表18. 3. 3)
1) 種別 ※ A種 ・B種
2) 適用箇所 ・全般
d. デッキプレート下端 ※ 錆止め塗装なし ・錆止め塗装あり
e. 耐火被覆の接着する面 ※ 錆止め塗装なし
※ 錆止め塗装あり(耐火板張り、耐火材巻付け)
f. 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブ内面
※ 鉄鋼面錆止め塗料の種別はA種、塗り種別はB種とする。

9節：耐火被覆 「本節は本工事に適用せず」

10節：工事現場施工

21. 工事現場施工(7. 10. 1～7. 10. 5)
a. 建方工法及び仮設材 : 建方は受注者の責任で安全に行う。
b. 建方精度 : JASS 6 付則6「鉄骨精度検査基準」付表5「工事現場」による。
c. アンカーボルトの保持及び埋込み工法
1)構造用アンカーボルト ※ A種 ・B種
2)建方用アンカーボルト ・A種 ※ B種
3)露出型弾性固定柱脚 ※ 工法の仕様による
d. 柱底均しモルタル
1)モルタル種別 ※ 無収縮モルタル ・
2)工法 ※ A種 ・B種 ・工法の仕様による
3)厚さ ・50mm ・30mm ※ 図示
e. 建方完了時に形状及びせり法精度について確認し、監理者の確認を受ける。
1) 建入れ検査 ※ 実施する ・実施しない
2) 建入れ精度規準 ※ JASS 6 付則6「鉄骨精度検査基準」による
3) たわみ測定 ・実施する ※ 実施しない

11節：軽量形鋼

22. 軽量形鋼(7. 11. 1～7. 11. 2)
a. 接合方法 ※ 図示 ・

12節：溶融亜鉛めっき工法

23. 溶融亜鉛めっき工法(7. 12. 1～7. 12. 7)
a. 施工管理技術者及び締付け作業技能者は、その技術等を証明する資料を監理者に提出すること。
b. 溶融亜鉛めっきの種類(JIS H 8641)
1) 種類・記号 ※ 2種HDZ55 ・2種HDZ45 ・2種HDZ35
2) 適用箇所 : 全般
c. 溶融亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ(標準仕様書 表18. 2. 3)
1) 種別 ・A種 ※ B種
2) 適用箇所 : 全般
d. 溶融亜鉛めっき鋼面錆止め塗料(標準仕様書 表18. 3. 2、表18. 3. 3)
1) 塗料の種別 ・A種JPMS 28 ・B種JASS18 M-109 ・C種JASS18 M-111
2) 塗料塗り種別 ・A種 ・B種
3) 適用箇所 :
e. 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合
1) 摩擦面処理 ※ りん酸処理 ・ブラスト処理
2) すべり耐力試験 ※ 適用する ・適用しない
すべり耐力等の確認方法は技術協会「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。
3) 締付け確認 ※ 締付け確認の記録により、監理者の確認を受ける。
f. 溶融亜鉛めっき試験
1) 付着量試験(間接法) ※ 実施する ・実施しない
検査数 : 1 回
2) 密着性試験 ※ 実施する ・実施しない
検査数 : 1 回
g. 溶融亜鉛メッキ面の補修 ※ 高濃度亜鉛末塗料(有機ジンクリッチペイント)
h. 溶融亜鉛めっきに代わる工法
1) 種別、仕様 ※ 常温亜鉛めっきZ.R.C.工法
2) 乾燥皮膜厚さ ※ 76μm以上 ・ μm以上
3) 塗装工程、仕様 : メーカー指定工程による
4) 使用条件 ・摩擦接合面には使用しない(接合面のみ厚膜型無機ジンク塗装等で対応する)
・工場施工を基本とし、現場搬入後補修
5) 施工箇所 :
6) 上塗り塗料 ※ 使用しない ・使用する
(専用塗料) ・弱溶剤型ポリウレタン樹脂塗料 ・弱溶剤型ふっ素樹脂塗料
7) 製造所(製品名) ゼットアールシー・ジャパン(常温亜鉛めっきZ.R.C.工法)

屋根ふき材等(建築基準法施行令第39条)

※ 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないものとすること。
※ 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとすること。

建築設備の構造強度 (建築基準法施行令第129条の2の3)

建築基準法施行令第129条の2の3の事項について、建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。尚、支持構造部等の計算は「建築設備耐震設計・施工指針」(最新版)による。
※ 建築設備(昇降機を除く)、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。
※ 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
※ 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90cm以下とすること。
※ 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さ25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
※ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は下記による。
※ 1.風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
※ 2.建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
※ 3.管の伸縮その他変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を設けること。
※ 4.管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
※ 建築基準法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあっては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。
※ 給湯設備は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝突に対して安全上支障のない構造とすること。
満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、建設省告示第1388号第5平成24年12月改正に規定する構造方法によること。
(給湯設備:建築物に設ける電気温水器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除いたもの)

総則

適用範囲

1. 本規準図は設計図（建築図、構造図）のコンクリート造部分に適用する。
2. 現場説明事項、質疑応答書、特記仕様書および本構造図に記載のない事項はこの規準図による。
3. 本規準図と他の設計図との間に疑義が生じた場合は監理者の指示による。
4. 本図を含む構造図の書入れ寸法は特記のない限り mm単位とする。
5. 本規準図は下記に示す材料を対象とする。
   コンクリート：設計基準強度 18N/mm²以上、 36N/mm²以下
   鉄　　筋：SD295A. SD295B. SD345. SD390. 溶接金網
6. 本図および構造図などで配筋方法が不明の場合は、「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説」（最新版）（日本建築学会編）並びに 「JASS 5 鉄筋コンクリート工事」（最新版）（日本建築学会編） に準じ、監理者と協議の上配筋方法を決める。
7. 前項 6. によって生じた変更は「共通特記仕様書」に示す「軽微な変更」とする。

鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋のかぶり厚さは下表を標準とし、「標準仕様書」表5.3.6 「鉄筋の最小かぶり厚さ」を確保すること。

表1　鉄筋の標準かぶり厚さ

構造部分の種別				標準かぶり厚さ
土に接しない部分	スラブ,耐力壁以外の壁	仕上げあり		30
		仕上げなし		40
	柱，梁，耐力壁	屋内	仕上げあり	40
			仕上げなし	40
		屋外	仕上げあり	40
			仕上げなし	50
	擁壁，耐圧スラブ			50
土に接する部分	柱，梁，スラブ，壁			*50
	基礎，擁壁，耐圧スラブ			*70
煙突など高熱を受ける部分				70

〔注〕1. * 印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は、特記による。
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上塗材、塗装等）のものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨てコンクリートの厚さを含まない。
4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭天端からとする。
5. 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、特記による。
6. 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地部分の鉄筋のかぶり厚さは、右図のように、目地底から所定のかぶり厚さを確保すること。

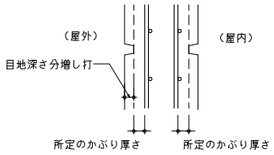

7. RC造で柱と梁が同一面の場合は、右図のように梁幅を30mm増し打ちとする。柱又は梁の主筋にD41以上の太径鉄筋を用いる場合は別途定める。

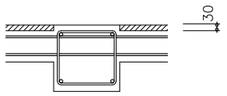

8. 同一部材において必要かぶり厚さが異なる場合、かぶり厚さの調整の為に鉄筋を折り曲げることはしない。

スペーサー

スペーサーは特記のない場合は表2 を標準とする。

表2　スペーサーの使用区分

部位	床版	梁	柱
種類	鋼製	鋼製 コンクリート製	鋼製 コンクリート製
数量または配置	上端筋、下端筋 それぞれ 1.3個/m² 程度	胴隔は1.5m 程度 端部は1.5m 以内	上段は梁下より0.5m程度 中段は柱脚と上段の中間 柱幅 1.0mまで2個 1.0m以上3個
備考		側梁以外の梁は上または下に設置、側梁は側面にも設置	
部位	基礎	基礎梁	壁，地下外壁
種類	鋼製 コンクリート製	鋼製 コンクリート製	鋼製 コンクリート製
数量または配置	面積 4m² 程度 8個 16m² 程度 20個	胴隔は1.5m 程度 端部は1.5m 以内	上段は梁下より0.5m程度 中段は上段より1.5 m下 横胴隔は1.5 m程度 端部は1.5m 以内
備考		上または下と側面に設置	

〔注〕1. 梁，柱，基礎梁の側面、壁及び地下外壁のスペーサーはプラスチック製でもよい。
2. コンクリート製はコンクリート強度 30N/mm² 以上とし、かつ設計基準強度以上とする。
3. 鋼製は型枠に接する部分が防錆処理されたものとする。

鉄筋の折曲げ

表3　鉄筋の折曲げ形状及び寸法

折曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径（D）		
		SD295A,SD295B,SD345		SD390
		D16以下	D19～D38	D19～D38
180°		3d以上	4d以上	5d以上
135°				
90°	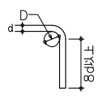			
135°及び90°（幅止筋）	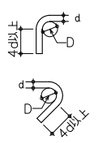			

〔注1〕1. 片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フック又は135°フックを用いる場合には、余長は4d以上とする。
2. 90°未満の折曲げの内法直径は特記による。
〔注2〕　次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。
1. 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合。
2. 梁主筋の重ね継手が 梁の出隅及び下端の両端にある場合。但し、基礎梁を除く。

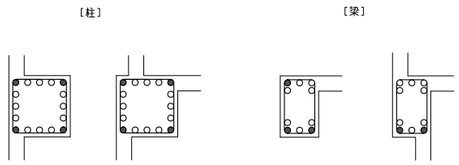

●の鉄筋にフックをつける

3. 煙突の鉄筋 （壁の一部となる場合を含む）
4. 杭基礎のベース筋
5. 帯筋、あばら筋及び幅止め筋

鉄筋の継手及び定着長さ

1. 鉄筋の継手
   鉄筋の重ね継手の長さは次による。
   なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
（1）柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、
   建築工事特記仕様書（構造）鉄筋工事　０７．継手及び定着による。
（2）（1）以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表4による。

表4　鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	L1（フックなし）	L1h（フックあり）
SD295A SD295B	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24, 27	35d	25d
	30, 33, 36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24, 27	40d	30d
	30, 33, 36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24, 27	45d	35d
	30, 33, 36	40d	30d

〔注〕1. L1，L1h：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。
2. フックありの場合の L1h は下図に示すようにフック部 ℓ を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

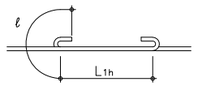

隣り合う継手の位置は表5 による。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。
なお、先組み工法等で、柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、特記による。

表5　隣り合う継手の位置

重ね継手	フックありの場合	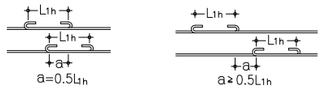
	フックなしの場合	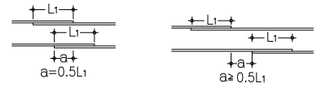
溶接継手 圧接継手	—	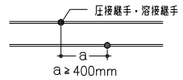
機械式継手	—	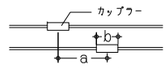

2. 鉄筋の定着
   鉄筋の定着は次による。
（1）柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着の長さは、特記による。
   （建築工事特記仕様書（構造）鉄筋工事　０７．継手及び定着による）
（2）（1）以外の鉄筋の定着の長さは、表6による。

表6　鉄筋の定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	直線定着の長さ				フックあり定着の長さ			
		L1	L2	L3		L1h	L2h	L3h	
				小梁	スラブ			小梁	スラブ
SD295A SD295B	18	45d	40d	20d (25d)	10d (25d) かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	−
	21	40d	35d			30d	25d		
	24, 27	35d	30d			25d	20d		
	30, 33, 36	35d	30d			25d	20d		
SD345	18	50d	40d			35d	30d		
	21	45d	35d			30d	25d		
	24, 27	40d	35d			30d	25d		
	30, 33, 36	35d	30d			25d	20d		
SD390	21	50d	40d			35d	30d		
	24, 27	45d	40d			35d	30d		
	30, 33, 36	40d	35d			30d	25d		

［注］梁主筋の柱内定着の投影定着長さはいずれの場合も柱せいの3/4 倍以上とする。
（　）内は片持小梁及び片持スラブの場合。

〔注〕1. L1，L1h：2.以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
2. L2，L2h：割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
3. L3：小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ（基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。）。
   なお、片持小梁及び片持スラブの場合は、20d及び10dを25d以上とする。
4. L3h：小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。
5. フックあり定着の場合は下図に示すように、フック部分 ℓ を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

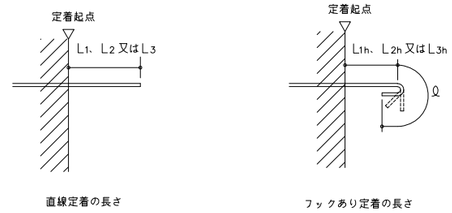

直線定着の長さ　　フックあり定着の長さ

直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

（3）定着の方法
仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さL が、表6 のフックあり定着の長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法は、下図により、次のイ、ロ及びハをすべて満足するものとする。

イ．全長は、表6 の直線定着の長さ以上とする。
ロ．余長は、8d 以上とする。
ハ．仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さ（La、Lb）を表7 に示す長さとする。
　ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4 倍以上とする。

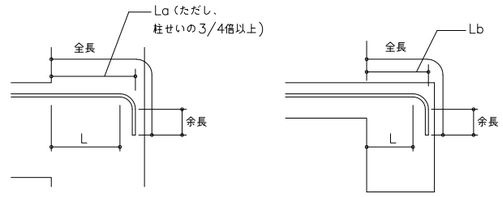

梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ　　小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ

折曲げ定着の方法

表7　投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	La（但し、柱せいの3/4以上）	Lb
SD295A SD295B	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

〔注〕1. La：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ（基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む）。
2. Lb：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く）。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

溶接金網の継手及び定着

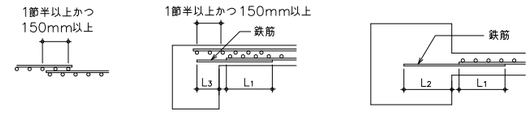

重ね継手　　定着（スラブの場合）　　定着（壁の場合）

スパイラル筋の継手及び定着

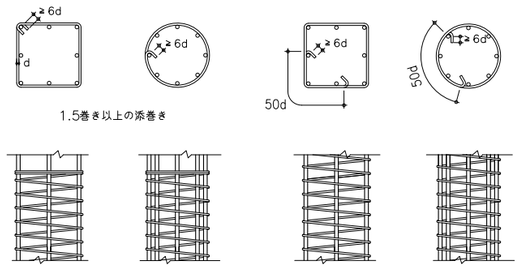

1.5巻き以上の添巻き

末端部
（柱頭又は柱脚部）

中間部
（重ね継手）

主筋のあき及び２段筋の間隔

1. 鉄筋相互のあきと間隔

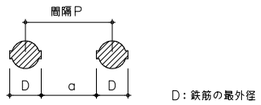

D：鉄筋の最外径

主筋相互のあきａは粗骨材最大寸法の1.25倍以上、
かつ鉄筋の呼び径ｄの1.5 倍以上。

特記なき場合、2段筋の間隔は下表による。

呼び径	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38
最外径 D	18	21	25	28	33	36	40	43
a の最小値	32			38	44	48	53	57
最小鉄筋間隔P	50	53	57	66	77	84	93	100
最大鉄筋間隔P	54	57	63	72	85	92	103	110

[注１]間隔保持具に既製品を使用する場合は最小鉄筋間隔を用いて選定すること。
[注２]粗骨材の最大寸法が、25mmの場合を示す。

2. 2段筋位置保持金物の形状および配置
・2段筋がある場合は、原則として2段筋位置保持金物を下図にならい取付けること。

a. 柱

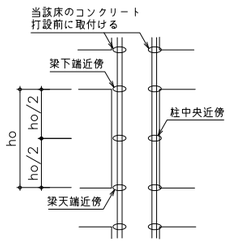

b. 大梁・小梁

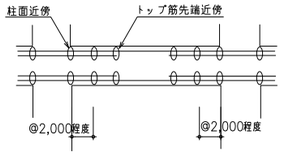

・大梁主筋の2段筋を端部と中央で通し配筋とする場合は、
全域で@2,000程度とする。

・○印は、2段筋位置保持金物位置を示す。

2段筋位置保持金物の配置

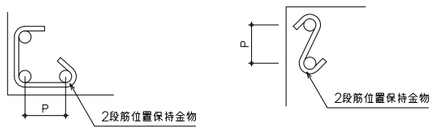

＊下端筋の場合は、バーサポート等で
適切に保持すること。

P：2段筋間隔

2段筋位置保持金物の形状例

基礎の配筋

1. 独立基礎の配筋

・はかま筋は特記による。
特記無き場合は D13@300縦横 とする。

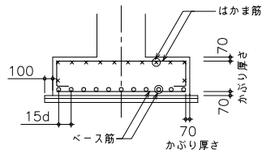

2. 既製コンクリート杭基礎の配筋

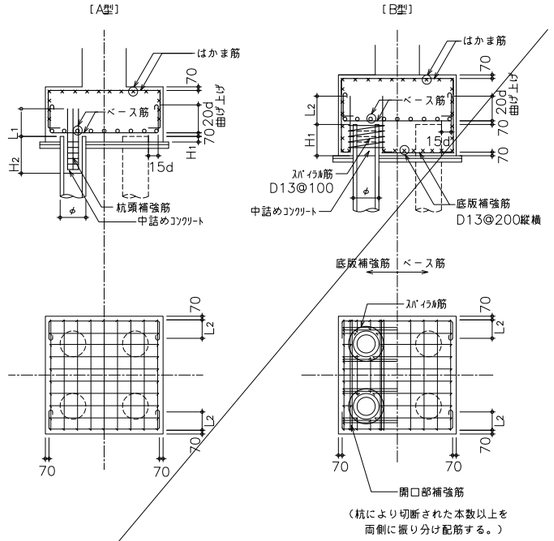

（杭により切断された本数以上を
両側に振り分け配筋する。）

・単杭の場合も上記に準ずる。
・A型，B型の採用は特記による。
・はかま筋は特記による。特記無き場合は D13@300 縦横 とする。
・中詰めコンクリートは基礎と同じ調合のコンクリートを使用する。
・［A型］杭頭補強筋の仕様、径、本数は特記による。
杭頭埋込み深さH_1、中詰めコンクリート深さH_2は特記による。
・［B型］杭頭埋込み深さH_1は特記による。特記無き場合は杭径φとする。

3. 場所打ちコンクリート杭基礎の配筋　（1本杭の場合）

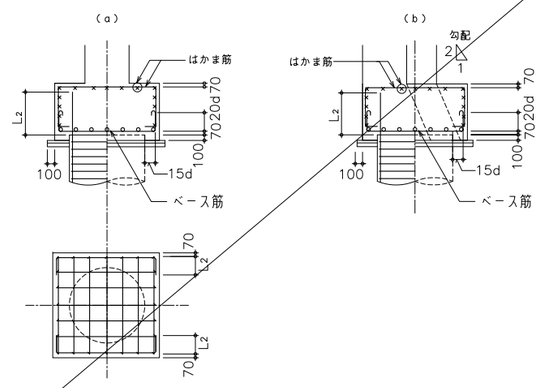

・はかま筋は特記による。特記無き場合は D13@300縦横 とする。

4. 独立基礎と基礎梁の接合部

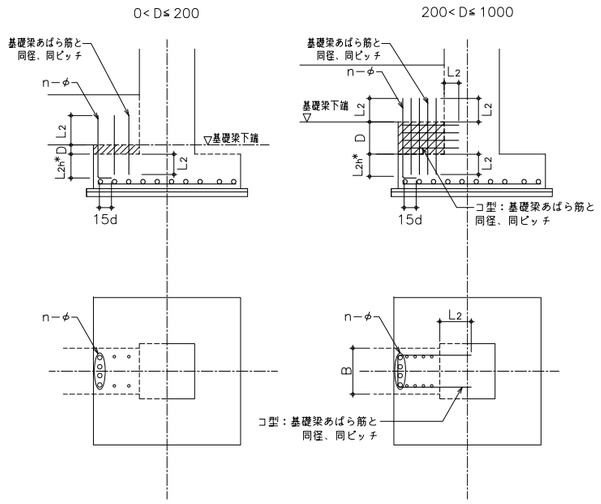

・補強筋 n−φは特記による。特記無き場合は右表による。
・D>1000 の場合は特記による。
＊L_{2h}を確保できない場合は、標仕5.3.4(e) (2)に
よることができる。

梁幅 B	n−φ
B≦400	3−D16
400<B≦550	4−D16
550<B≦700	5−D16
700<B≦800	6−D16

5. 連続（布）基礎の配筋

・はかま筋は特記による。
特記無き場合は D13@300 縦横 とする。

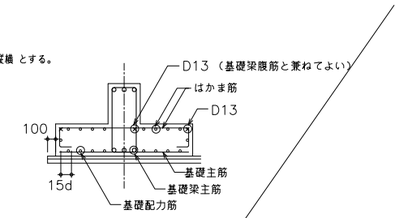

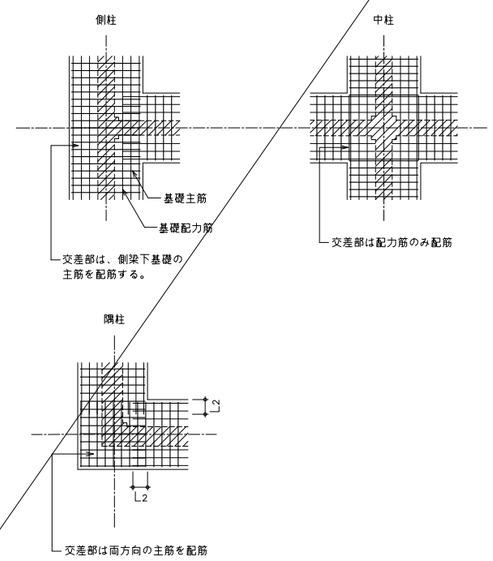

6. べた基礎の配筋

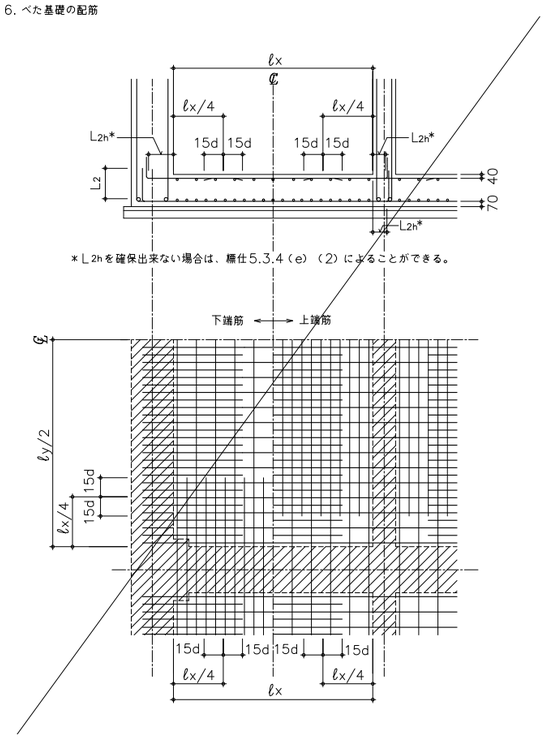

柱主筋の継手及び定着

1. 柱主筋の継手及び定着

・継手及び圧接中心位置は、梁上端から500mm 以上、1500mm 以下、かつ、3/4 ho
（ho は柱の内法高さ）以下の範囲内で行う。
（階高が高く、やむを得ず1500mm 以下の範囲で継手を設けられない場合は、施工性を十分に
検討し、3/4 ho 以下の範囲とする）
・特記無き限り柱主筋の継手はガス圧接とする。
・柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フックを付ける。
・隣り合う継手の位置は、表5による。

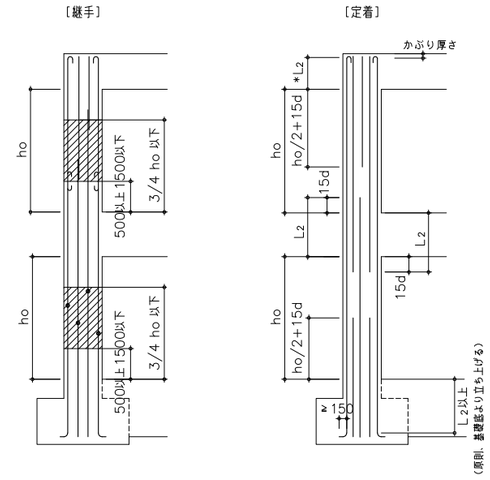

＊柱頭定着L_2が確保できない場合は、構造計算等により必要長さの確認を行うものとする。
＊柱頭柱主筋について、梁上端主筋との取合いを考慮し、適切なかぶり厚さを確保する。

2. 柱の帯筋及び副帯筋

a. 帯筋の形状

・原則として H形とする。H形の135°フックが困難な場合は W－Ⅰ形とする。
・フック及び継手の位置は、交互とする。
・溶接長さLは両面フレア溶接の場合は5d 以上、片面フレア溶接の場合は10d 以上とする。
・円形柱の場合は原則としてSP形とし、SP形が困難な場合は丸形とする。

①［H形］

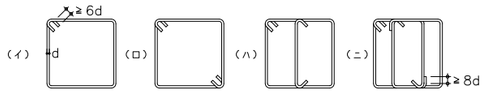

②［W－Ⅰ形］

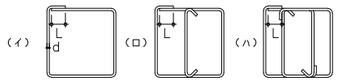

注）溶接は、
鉄筋の組立前に行う。

③［SP形（スパイラル筋）］

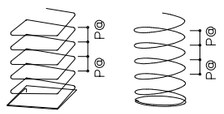

④［丸形］

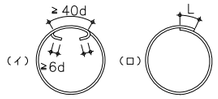

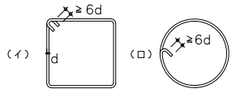

b. 帯筋の割り付け

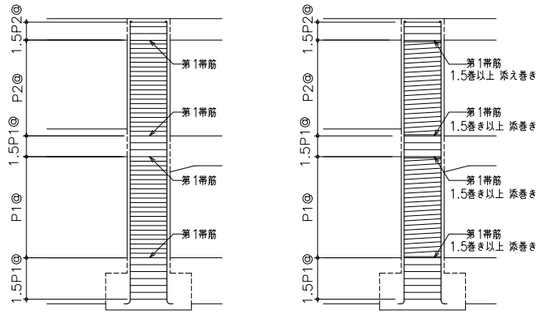

・ P1@、P2@ は柱リストに特記された帯筋間隔を示す。
・ 第1帯筋は梁面より割り付ける。
・ 柱梁接合部の帯筋間隔は一般部の1.5倍以下かつ150mm以下かつあばら筋比pw＝0.2%以上とする事ができる。なお、この部分には副帯筋は配筋しない。
・ 柱梁接合部の範囲は、取り付く全ての梁を考慮して適用する。
・ スパイラル筋において、柱頭及び柱筋の端部は、1.5巻き以上の添巻きを行う。
・ 柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P1@又は1.5P2@とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。

3. 階の上下で柱断面寸法が異なる場合の配筋

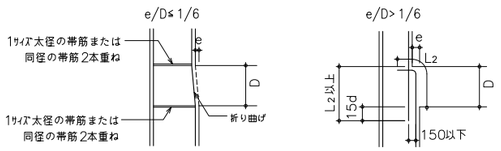

梁の配筋要領

1. 基礎梁主筋の継手及び定着

a. 一般事項

・梁筋は、原則として、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合には、柱内に定着する。ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、下図による。
・梁筋を柱内に定着する場合は、2.大梁の継手、定着及び余長（2）による。

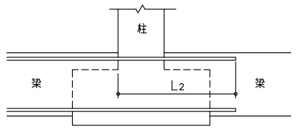

b. 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合

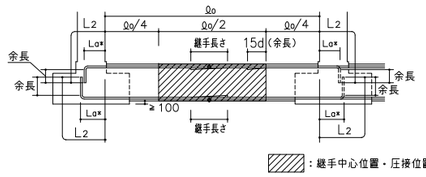

c. 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合

（ただし耐圧スラブが付く場合は、設計者と協議により d.とする）

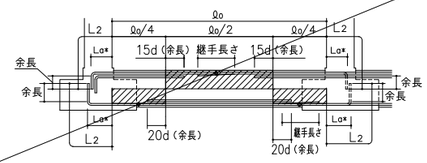

d. 連続基礎及びべた基礎の場合

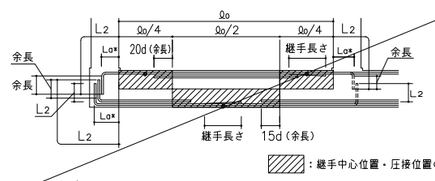

鉄筋の破線は、柱内定着の場合を示す。
＊Lαの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

2. 大梁の継手、定着及び余長

（1）梁主筋は、原則として、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、（2）により柱内に定着することができる。ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、下図による。

（2）梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。
なお、定着の方法は、標仕（5.3.4（e）（2））による。
上端筋：曲げ降ろす。
下端筋：原則として曲げ上げる。

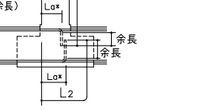

a. 継手範囲

継手中心位置及び圧接位置の範囲は、上端筋は中央 ℓo/2以内とする。
下端筋は柱面より梁せい D 以上離して ℓo/4 を加えた範囲以内とする。

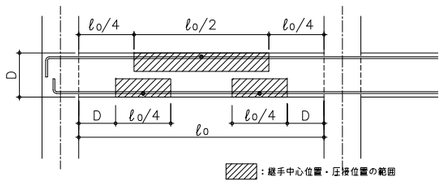

b. 定着・余長（ハンチの無い場合）

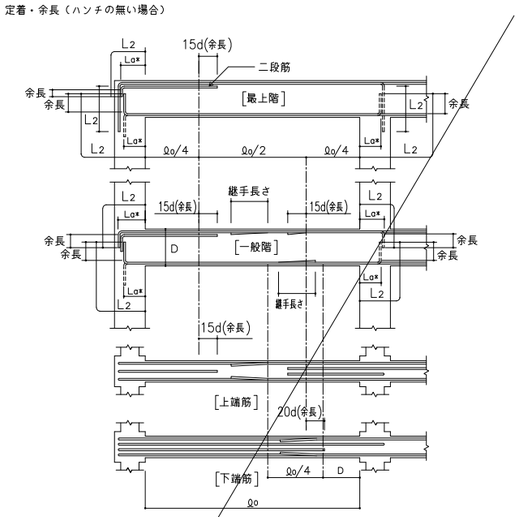

c. 定着・余長（ハンチの有る場合）

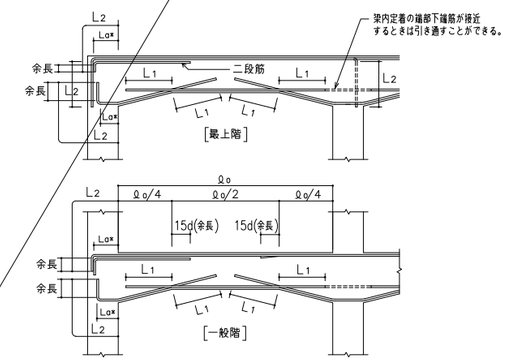

鉄筋の破線は、柱内定着の場合を示す。
梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）。
下端主筋のうち、側面の主筋はハンチ位置で折曲げて通すこと。
＊Lαの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

3. 梁のあばら筋及び副あばら筋

a. あばら筋組立の形及びフックの位置

・（イ）形を標準とする。ただし、L形梁の場合は、（ロ）又は（ハ）、T形梁の場合は、（ロ）～（ニ）とすることができる。
・フックの位置は、（イ）の場合は交互とし、（ロ）の場合は、L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。
なお、（ハ）の場合は、床版の付く側を９０°折曲げとする。

b. 副あばら筋の形状及びフックの位置

・（イ）～（ハ）とする。L形梁及びT形梁の場合は（ロ）～（へ）とすることができる。

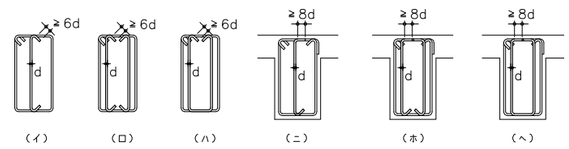

c. 基礎梁のあばら筋及び副あばら筋

・梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、基礎梁せいが1.5m 以上の場合は下記によることができる。
梁にスラブが付かない場合の適用については、監理者の承諾を得ること。

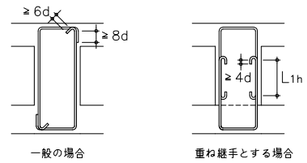

e. あばら筋の割り付け

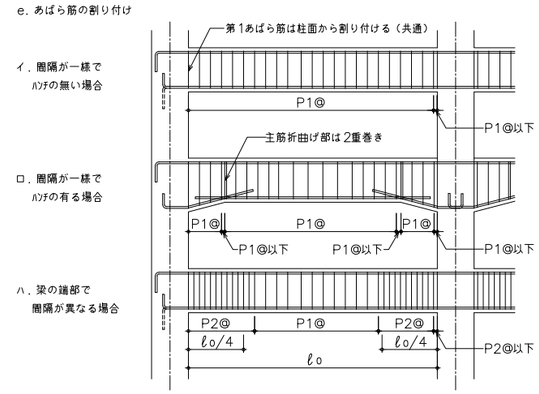

・P1@、P2@ は梁リストに特記されたあばら筋間隔を示す。

4. 腹筋及び幅止め筋

a. 腹筋及び幅止め筋の径及び本数は特記による。特記無き場合は下記による。
腹　　筋：2－D10@300（大梁,小梁）
　　：2－D13@450（基礎梁,基礎小梁）
幅止め筋：D10@1000程度

b. 腹筋及び幅止め筋の割り付け

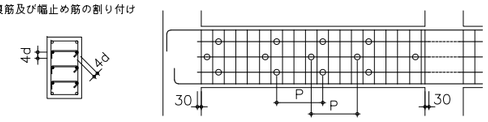

P ： D10@1000程度

5. 梁に水平段差及び段違いがある場合

a. 水平段差

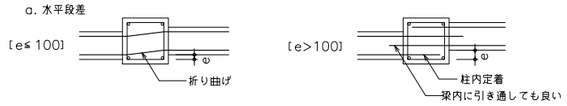

b. 段違い

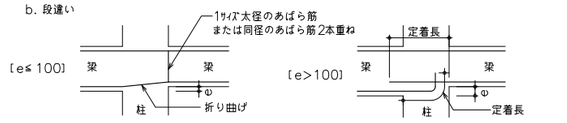

6. 柱幅より基礎梁幅が大きい場合の配筋

・基礎梁のあばら筋は、XYの片方向（配筋の多い方）を交差部に配筋する。尚、副あばら筋は配筋しなくても良い。

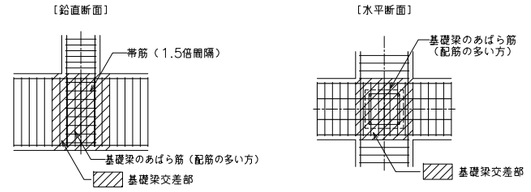

八潮市 企画財政部
公共施設整備課

履歴	日付	工事名称	図面番号
	2025.01	八潮市新庁舎北側駐車場及びﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ等整備(建築)工事	S-005
		図面名称：配筋基準図－3　縮尺：	

１．仕口部詳細

（１）仕口パネル

仕口パネルの範囲は、図１を標準とし、材質は、取付くはり及び柱のウエブ材のうち、強度及び溶接性の最も優れたものと同一のものを用い、板厚は、いずれか厚いものの１サイズＵＰ以上かつ９ｍｍ以上とする。

（はり通し）　（柱通し）

図１　仕口パネル（単位：ｍｍ）

（２）水平スチフナ

十字形柱及びＨ形柱の仕口部に設ける水平スチフナの形状及び大きさは、図２を標準とし、材質は、はりフランジ材と同一のものを用い、板厚は、はりフランジ厚以上かつ９ｍｍ以上とする。なお、はり幅が３００ｍｍ以上の場合は、スニップカットの代わりにスカラップとすることができる。

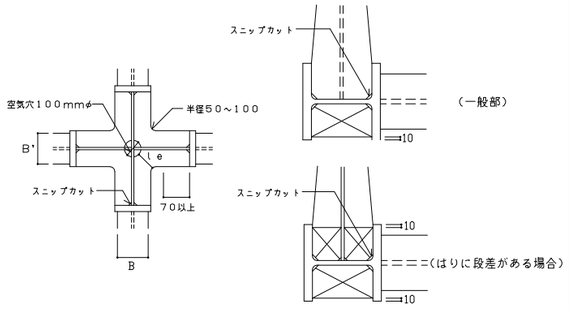

（ａ）　十字形柱　　（ｂ）　Ｈ形柱

（注）　$le \geq max(\frac{B}{2}, \frac{B'}{2})$

図２　水平スチフナ（単位：ｍｍ）

（３）縦スチフナ

十字形柱及びＨ形柱の仕口部に設ける縦スチフナは、図３を標準とし、縦スチフナの幅は、取付くはりフランジと同一とし、材質は、上下柱フランジのうち、強度及び溶接性の最も優れたものと同一のものを用い、板厚は、いずれか最厚もの以上とする。

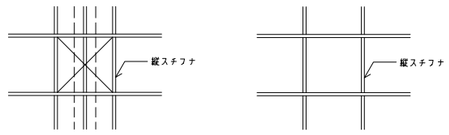

（ａ）　十字形柱　　（ｂ）　Ｈ形柱

図３　縦スチフナ

２．各部詳細

（１）はり及び柱のしぼり

ａ．はり通し及び柱通しのしぼりの限度及び位置の標準は、図４による。

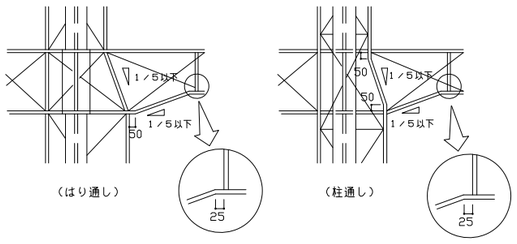

（はり通し）　（柱通し）

図４　はり及び柱のしぼり（単位：ｍｍ）

ｂ．柱のフランジ幅、フランジ板厚及びウェブ板厚の異なる場合のしぼりの限度及び位置の標準は、図５による。

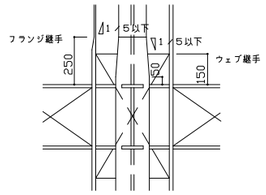

図５　柱のフランジ及び板厚の異なる場合のしぼり（単位：ｍｍ）

ｃ．柱脚部のしぼりの限度及び位置の標準は、図６による。

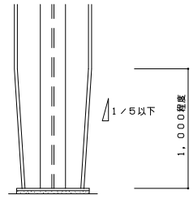

図６　柱脚部のしぼり（単位：ｍｍ）

（２）はりの段差

柱に取付くはりに段差を設ける場合の寸法（Δｅ）は、溶接性を考慮して、十字形柱及びＨ形柱で１５０ｍｍ以上を確保する。

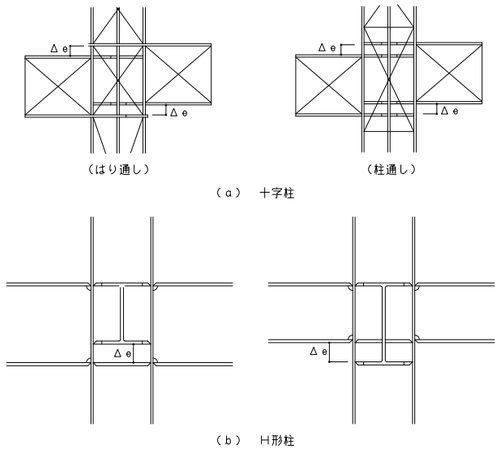

（はり通し）　（柱通し）

（ａ）　十字柱

（ｂ）　Ｈ形柱

図７　はりの段差

（３）バンドプレート

注）　バンドプレートはＦＢ－５０×６（ＳＳ４００）とする。

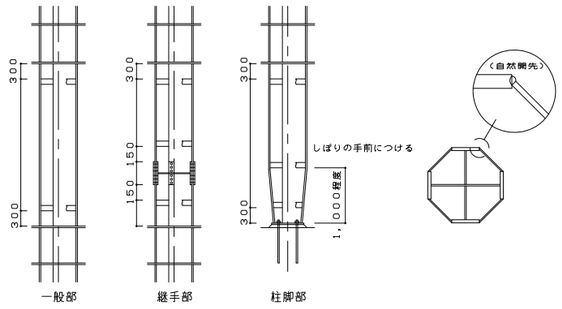

一般部　　継手部　　柱脚部

図８　バンドプレートの位置及び大きさ（単位：ｍｍ）

（４）リブプレート

はりにハンチを設ける場合は、図９に示すようなリブプレートを付けるものとし、板厚はウエブと同厚とする。ただし、リブプレートの大きさはスリーブ等の納りを考慮して小さくすることができる。

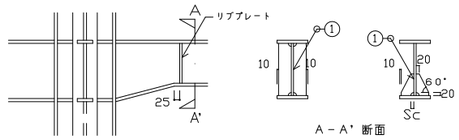

Ａ－Ａ' 断面

図９　リブプレート（単位：ｍｍ）

（５）ウェブ継手現場溶接用隔板

現場で柱ウェブ材を溶接する場合の隔板の標準は、図１０により、材質は、上下柱ウェブ材のうち、強度及び溶接性の最も優れたものを用いるものとし、板厚は、９ｍｍ以上とする。

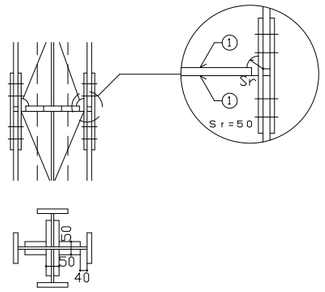

図１０　ウェブ継手現場溶接用隔板（単位：ｍｍ）

３．アンカーボルト取付要領

３．アンカーボルト取付要領

（１）アンカーボルトの保持及び埋込み工法

ａ．Ａ種：鋼製フレームを用いてアンカーボルトを保持する方法。

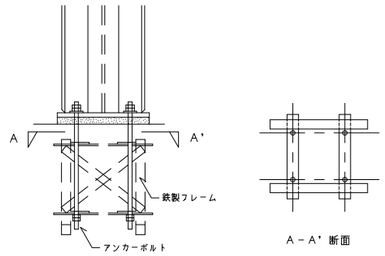

Ａ－Ａ' 断面

図１１　アンカーボルトの保持（Ａ種）

ｂ．Ｂ種：周囲の鉄筋に補強材等を用いてアンカーボルトを保持する方法。

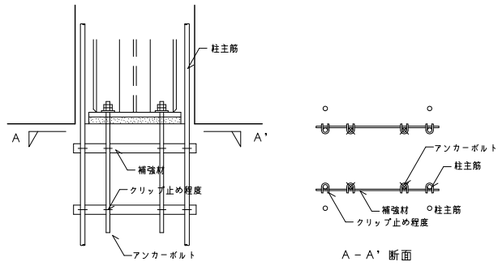

Ａ－Ａ' 断面

図１２　アンカーボルトの保持（Ｂ種）

ｃ．Ｃ種：頭部を漏斗状にあけた可動埋込み式の方法。

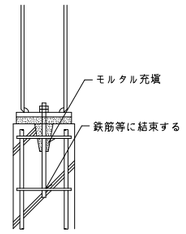

図１３　アンカーボルトの保持（Ｃ種）

（２）柱底ならしモルタルの工法

ａ．Ａ種：あと詰め中心塗り又は全面あと詰め工法として、無収縮モルタル材を充填する工法。

ｂ．Ｂ種：全面塗り仕上げをならしモルタル等で仕上げる工法。

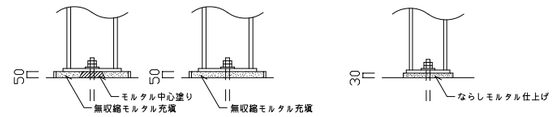

（あと詰め中心塗り工法）　（全面詰め工法）　（全面塗り仕上げ工法）

図１４　柱底ならしモルタル工法

（３）座金の溶接

アンカーボルトはコンクリートに埋込まれる場合を除きダブルナット締めとする。

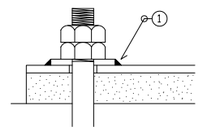

４．高力ボルトの縁端距離及びピッチ

（１）縁端距離及びピッチ

縁端距離及びピッチは表１を標準とする。ただし、引張材の接合部分において、せん断を受けるボルトが応力方向に３本以上並ばない場合、応力方向の縁端距離は、ボルト軸径の２．５倍以上とする。

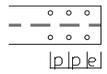

ｐ：ピッチ

ｅ：縁端距離

表１　縁端距離及びピッチの標準

ねじの呼び	縁端距離 e(mm)	呼び p(mm)	高力ボルト穴径
Ｍ１６	４０	６０	１８．０
Ｍ２０			２２．０
Ｍ２２			２４．０
Ｍ２４	４５	７０	２６．０

（２）千鳥打ちのゲージ及び間隔

千鳥打ちのゲージ及び間隔は、表２を標準とする。

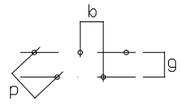

ｐ：ピッチ

ｇ：ゲージ

ｂ：千鳥打ちの間隔

表２　千鳥打ちのゲージ及び間隔の標準

（単位／ｍｍ）

ゲージ（ｇ）	間　隔（ｂ） ねじの呼び			
	Ｍ１６	Ｍ２０	Ｍ２２	Ｍ２４
３５	５０			６５
４０	４５			６０
４５	４０			５５
５０	３５			５０
５５	２５			４５
６０	－			４０

図１６　千鳥打ちのゲージ及び間隔

2011.2.18

八潮市 企画財政部
公共施設整備課

履歴	日付	工事名称	図面番号
	2025.01	八潮市新庁舎北側駐車場及びﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ等整備(建築)工事	S-006
		図面名称：鉄骨標準詳細図－１　縮尺：	

1．一般事項　標準詳細図及び設計図に記載なき事項は、建設大臣官房官庁営繕部監修「鉄骨設計標準図」（最新版）及び「建築工事共通仕様書」（最新版）による。さらに、記載のない場合は、日本建築学会「建築工事標準仕様書　ＪＡＳＳ６鉄骨工事」（最新版）による。

2．CFT柱は、CFT柱基準図も参照のこと。

仕口部詳細（Ｓ造）

Ｈ型柱

柱頭部

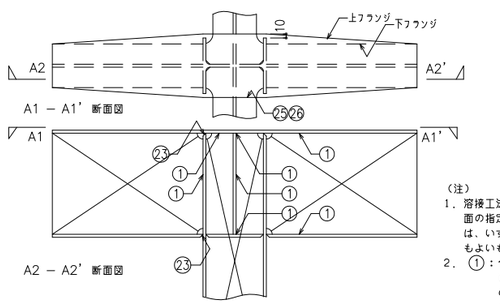

（注）
1．溶接工法または溶接面の指定のない場合は、いずれによってもよいものとする。
2．①：ウェブ厚が16㎜超のものについては②とする。

一般部

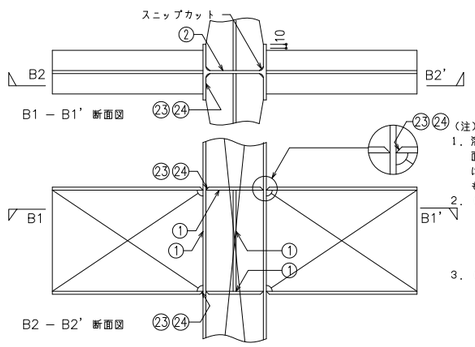

（注）
1．溶接工法または溶接面の指定のない場合は、いずれによってもよいものとする。
2．①：ウェブ厚が16㎜超のものについては②とする。
3．②：水平スチフナ厚が12㎜以下の場合は①とする。

段差部

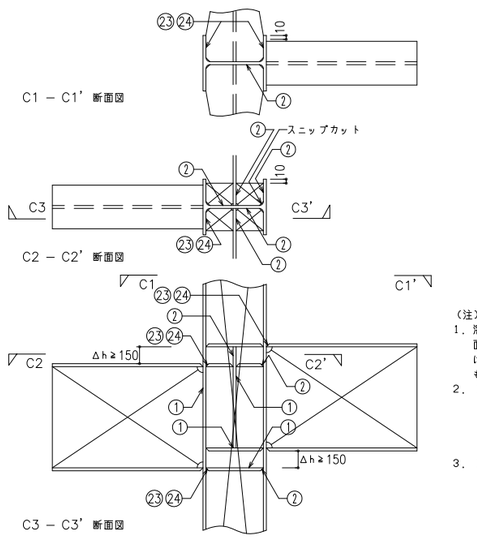

（注）
1．溶接工法または溶接面の指定のない場合は、いずれによってもよいものとする。
2．①：ウェブ厚が16㎜超のものについては②とする。
3．②：水平スチフナ厚が12㎜以下の場合は①とする。

鋼管柱

柱頭部

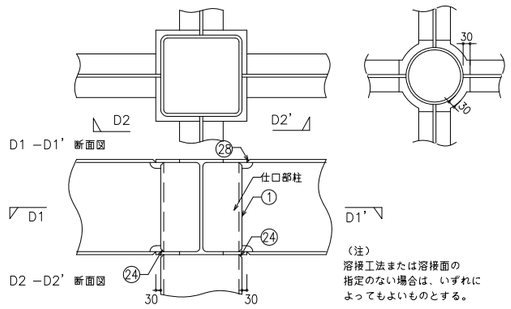

（注）
溶接工法または溶接面の指定のない場合は、いずれによってもよいものとする。

ダイアフラムは集合する梁フランジ
最大厚の２サイズアップとし、SN材のC材とする。

一般部

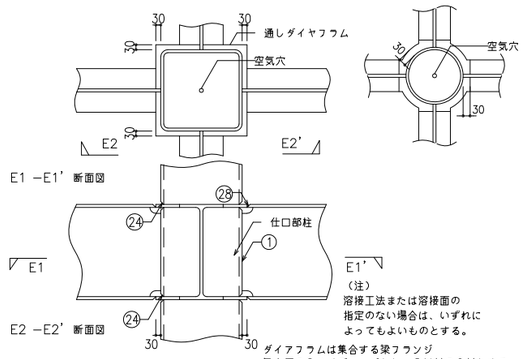

（注）
溶接工法または溶接面の指定のない場合は、いずれによってもよいものとする。

ダイアフラムは集合する梁フランジ
最大厚の２サイズアップとし、SN材のC材とする。

段差部

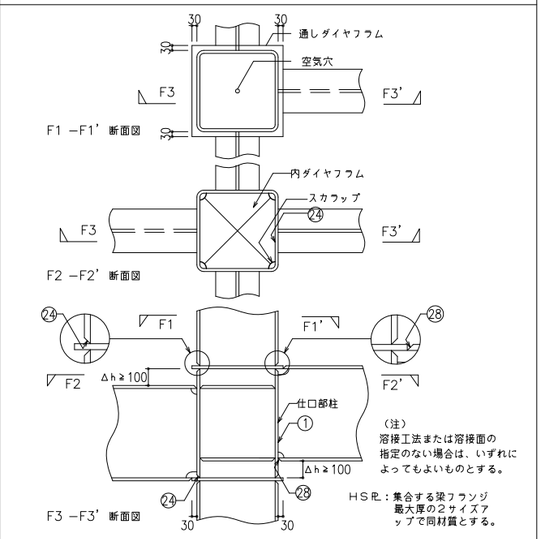

（注）
溶接工法または溶接面の指定のない場合は、いずれによってもよいものとする。

HS㍑：集合する梁フランジ
最大厚の２サイズアップで同材質とする。

ダイアフラムは集合する梁フランジ
最大厚の２サイズアップとし、SN材のC材とする。

仕口部詳細（ＳＲＣ造）

十字形はり通し

柱頭部

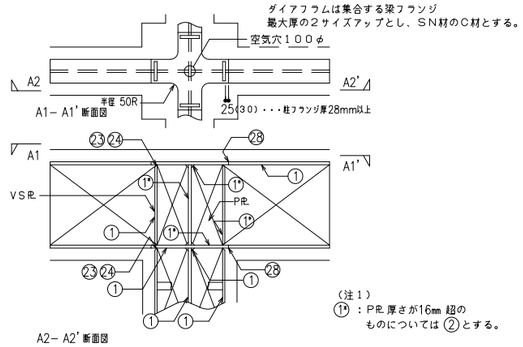

（注１）
1*：PL厚さが16㎜超のものについては②とする。

一般部

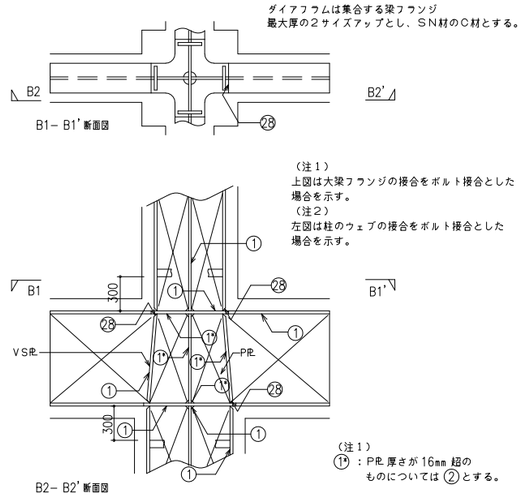

（注１）
1*：PL厚さが16㎜超のものについては②とする。

段差部

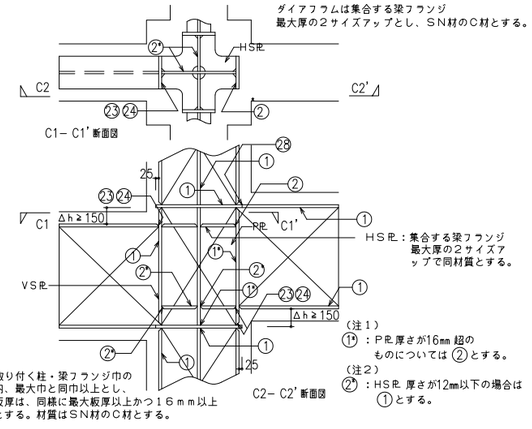

VS㍑：取り付く柱・梁フランジ巾の内、最大巾と同巾以上とし、板厚は、同様に最大板厚以上かつ１６ｍｍ以上とする。材質はＳＮ材のＣ材とする。

（注１）
1*：PL厚さが16㎜超のものについては②とする。
（注２）
2*：HS㍑ 厚さが12㎜以下の場合は①とする。

十字形柱通し

柱頭部

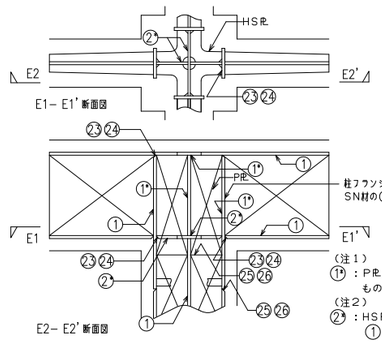

（注１）
1*：PL厚さが16㎜超のものについては②とする。
（注２）
2*：HS㍑ 厚さが12㎜以下の場合は①とする。

一般部

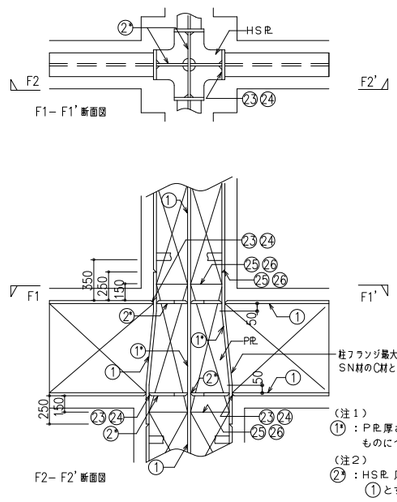

（注１）
1*：PL厚さが16㎜超のものについては②とする。
（注２）
2*：HS㍑ 厚さが12㎜以下の場合は①とする。

段差部

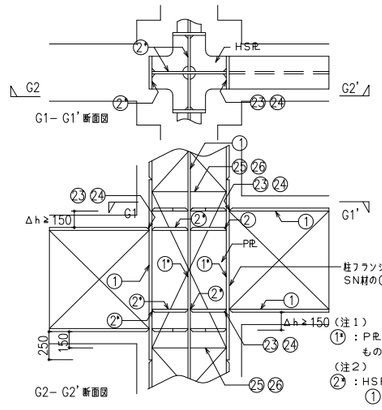

（注１）
1*：PL厚さが16㎜超のものについては②とする。
（注２）
2*：HS㍑ 厚さが12㎜以下の場合は①とする。

2011.2.18

八潮市 企画財政部 公共施設整備課	履歴	日付 2025.01	工事名称 八潮市新庁舎北側駐車場及びﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ等整備(建築)工事	図面番号 S-007
			図面名称　鉄骨標準詳細図－2　縮尺	

1

t≦16

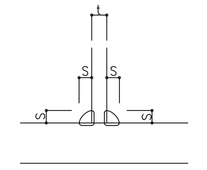

t	6,7	8	9	10,11	12	13,14	15	16
S	5	6	7	8	9	10	11	12

t>16

すみ肉溶接

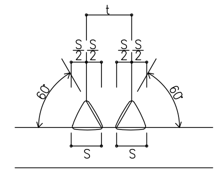

t	19	22	25	28	32	36	40
S	12	13	15	17	19	21	24

2

t≧16

部分溶込み溶接

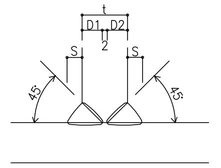

D1=(t−2)/2
D2=(t−2)/2
t/4≦S≦10

3

注）Sはサイズを示し、tはt1，t2の薄い方の板厚とする。

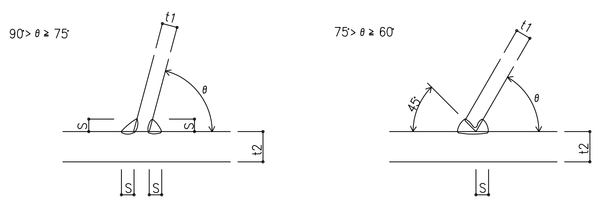

t	6	9	12	16
S	5	7	9	12

4

注）溶接長（L）および溶接ピッチ（P）は特記する。

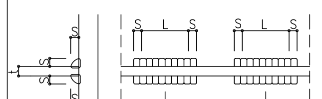

L>10Sかつ40mm以上

t	6	9	12	16
S	5	7	9	12

5

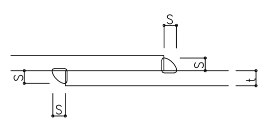

t	6	9	12	16
S	5	7	9	12

6

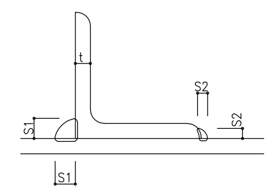

t	6	7	9	10	12	13
S1	8	10	14	14	17	17
S2	4	5	7	7	10	10

7

注）aはのど厚を示し、tは薄い方の板厚とする。
aはtかつ3．2mm以上とする。

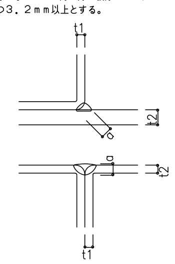

8

適用管厚　2≦t≦12
交　　角　30°≦θ≦90°
管径比　　d／D≦1／3

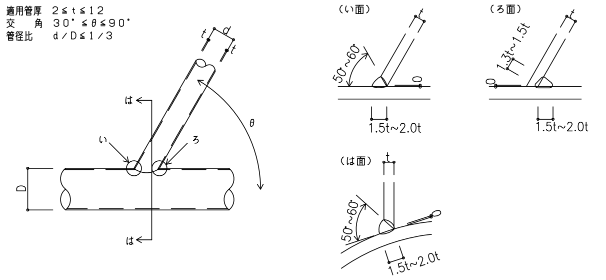

9

注）Sはサイズを示す。

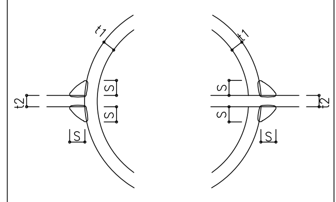

4≦t1≦6	S=6
t1>6	S=t1

10

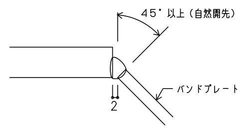

11

注）aはのど厚を示す。
aはtかつ0.3d以上
Lは10dかつ100mm以上とする。

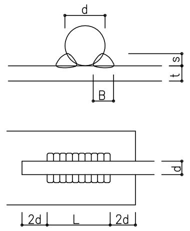

寸法（mm）		
d	B	S
9	7	4
13	8	4.5
16	9	5
19	10	6
22	11	7
25	12	8

12

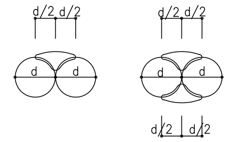

21

6<t≦19

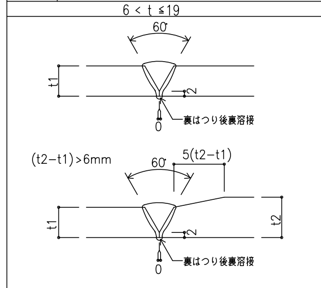

t>19

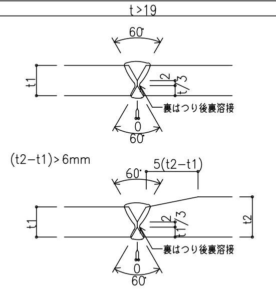

22

t>6

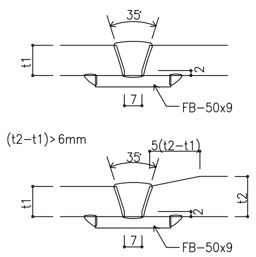

23

6<t≦19

注）Sはサイズを示し、t／4以上かつ10mm以下とする。

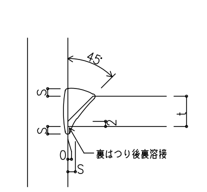

t>19

注）Sはサイズを示し、t／4以上かつ10mm以下とする。

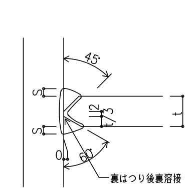

24

t>6

注）Sはサイズを示し、t／4以上かつ10mm以下とする。

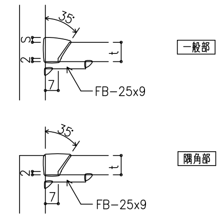

25

6<t≦19

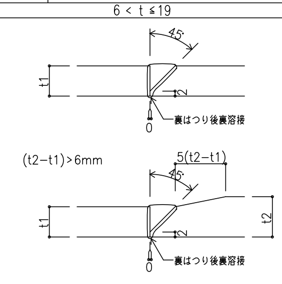

t>19

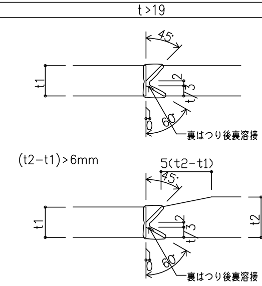

26

t>6

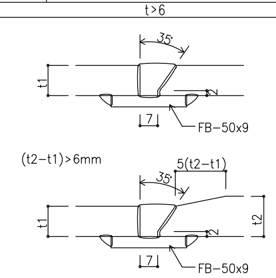

27

注）Sはサイズを示し、t／4以上かつ10mm以下とする。
θ≧45°の場合に適用する。
45°≦θ≦55°の場合　α：自然開先
55°<θ　　　の場合　α：≧35°

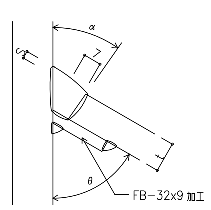

28

・通しダイアフラムに適用

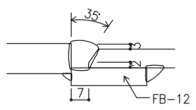

31

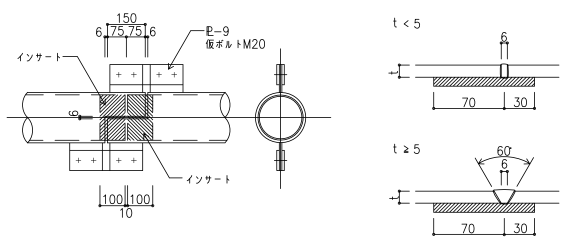

ダイアフラムの材質及び厚さ決定要領

1．通しダイアフラムの材質は、取付部材の最大強度のC材とする。
(ただし40mm超はTMCP鋼のC材)
内ダイアフラムの材質は、取付部材の最大強度のB材とする。
2．仕口部柱板厚 C1 は、上下コラムの厚い方の部材を採用する。材質は
上下コラムの内、高強度の部材を採用する。
3．通しダイアフラムの板厚D1は、C1の1サイズアップ以上かつ
MAX(A1,A2，・，・)の2サイズアップ以上とし、下表による。
4．内ダイアフラムの板厚D2は、MAX(A2，・，・)の1サイズアップ以上とし、
下表による。
また、D2は梁フランジMAX(A2，・，・)と芯あわせとする。

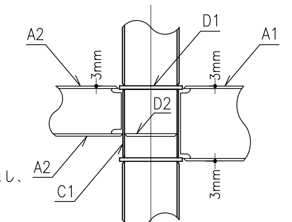

梁フランジ厚　MAX(A1,A2,・,・)	~10	~13	~16	~19	~22	~25	~28	~32	~36	~40
通しダイアフラムの板厚　D1	16	19	22	25	28	32	36	40	45	50

梁フランジ厚　MAX(A2，・，・)	~10	~13	~16	~19	~22	~25	~28	~32	~36	~40
内ダイアフラムの板厚　D2	14	16	19	22	25	28	32	36	40	45

41

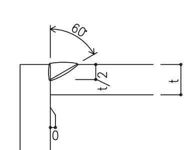

42

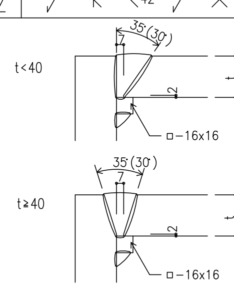

（　）内は自動溶接の場合を示す。

43

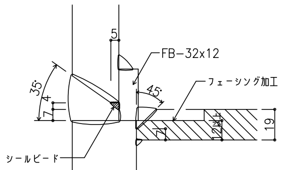

44

エレクトロスラグ溶接
注）*寸法は3mm以上とする。

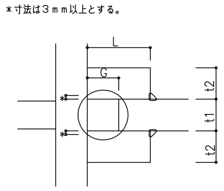

t1	t2	G	L
22~28	25	25	50
32~36	28		

エンドタブ

エンドタブは原則として母材と同厚のものを用い、長さは下表による。

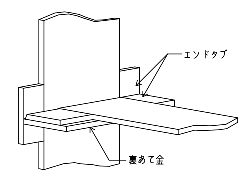

エンドタブの長さ

溶接工法	長さ（mm）
手溶接	35以上
半自動溶接	40以上

スカーラップ

スカーラップ半径は、35mmを標準とする。
柱梁接合部（工場溶接部）のスカーラップはノンスカラップ工法とする。
柱梁接合部（工場溶接部）のスカーラップに改良型スカラップ工法を採用する場合は下図とし、監理者の承諾を得ること。

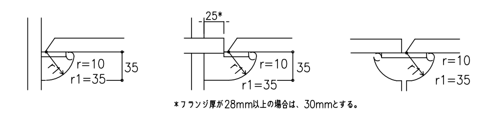

*フランジ厚が28mm以上の場合は、30mmとする。

現場溶接の下フランジ部スカーラップ

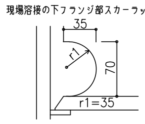

スニップカット

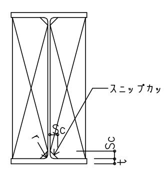

表−1

t	6	9	12	16以上
Sc	10	12	14	15

注記

1．この規準図は、記入なき限り手溶接及びガスシールド半自動溶接による標準溶接継手の形状を示す。
2．t≦6mmの場合の突合せ溶接部の開先は不要とする。
3．裏あて金はサイズ6mmで、連続すみ肉溶接を原則とする。
4．エンドタブは、溶接後5mm程度残して切断し、端部を仕上げる。
設計図に表す溶接長さの寸法は有効長さとし、
すみ肉のサイズの10倍以上とする。ただし、
有効長さは、ビードの始点及び、クレータを
除いた部分の長さとする。

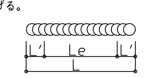

L：　すみ肉溶接の長さ
S：　すみ肉溶接のサイズ
Le：有効長さ
L'≧S

5．スニップカット
溶接の交差部をスニップカット（Sc）で処理する場合の標準寸法は、鋼材の板厚に応じて表−1によるものとし、
スニップカット部は、溶接により埋めることとする。
ただし、既製形鋼のスニップカットはSc＝r＋2により求めるものとする。

八潮市 企画財政部
公共施設整備課

履歴

日付	工事名称	図面番号
2025.01	八潮市新庁舎北側駐車場及びﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ等整備(建築)工事	S−008
	図面名称：溶接基準図・仕口基準図　縮尺	

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

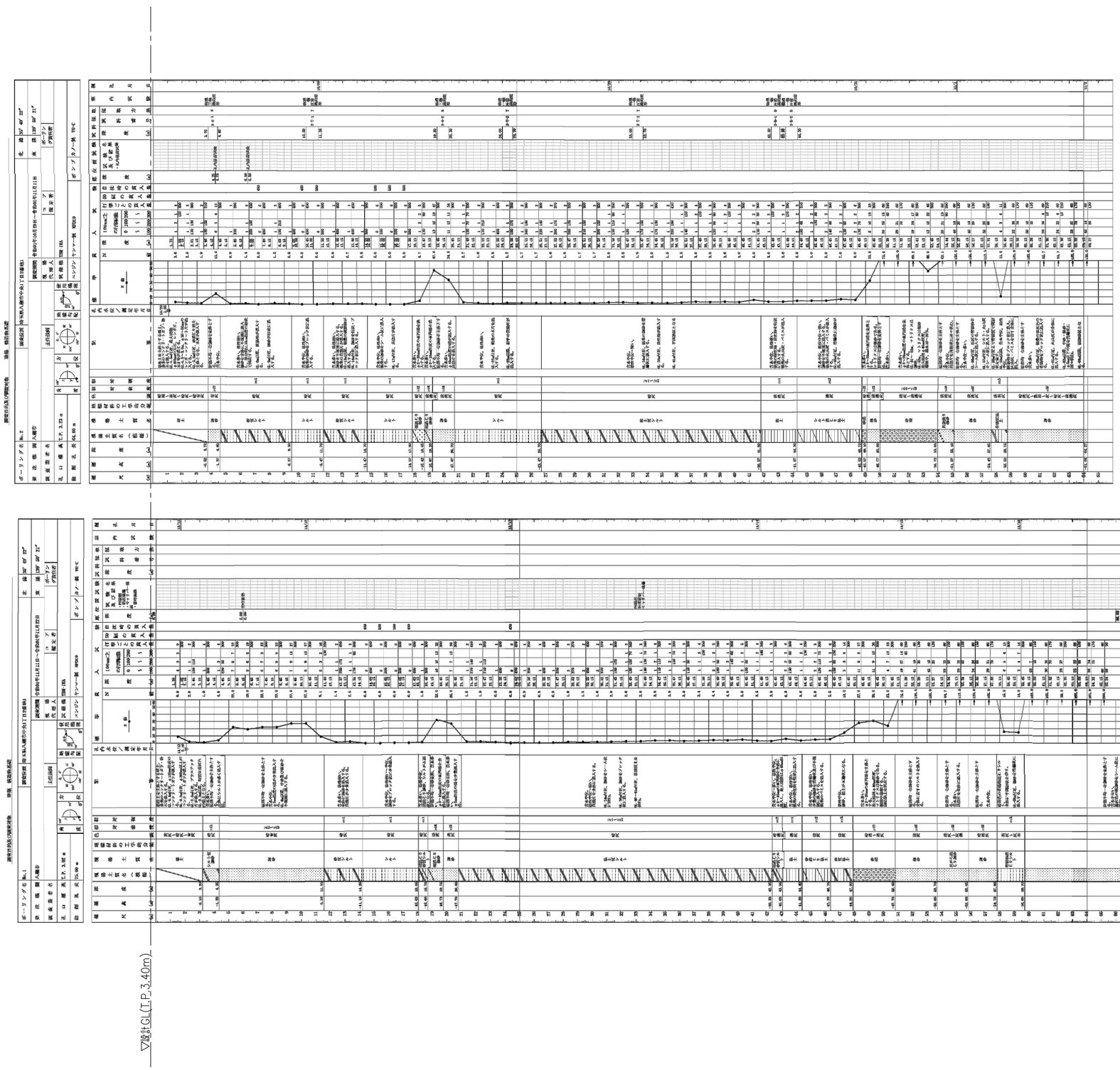

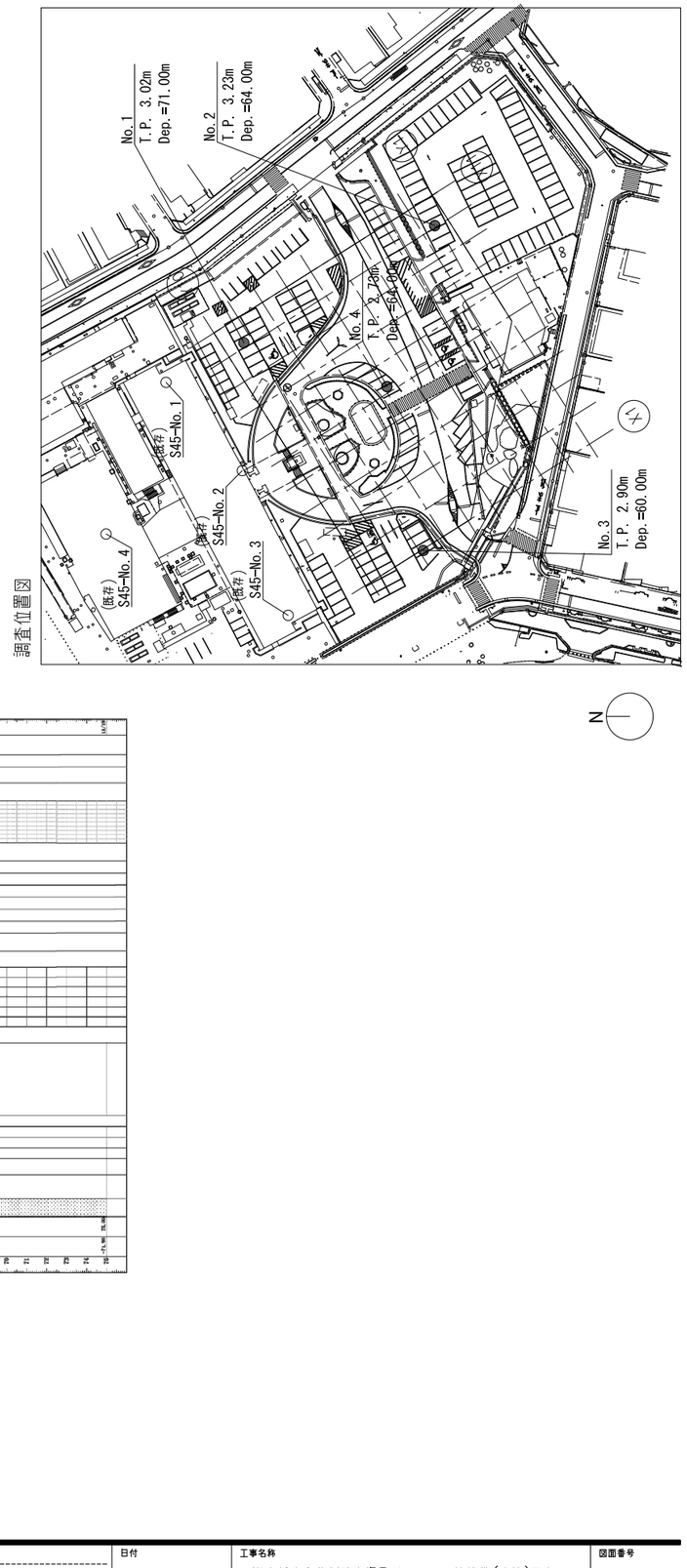

調査位置図

八潮市 企画財政部 公共施設整備課	履歴	日付 2025.01	工事名称 八潮市新庁舎北側駐車場及びﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ等整備(建築)工事	縮尺	図面番号 S-009
			図面名称 土質柱状図－1		

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

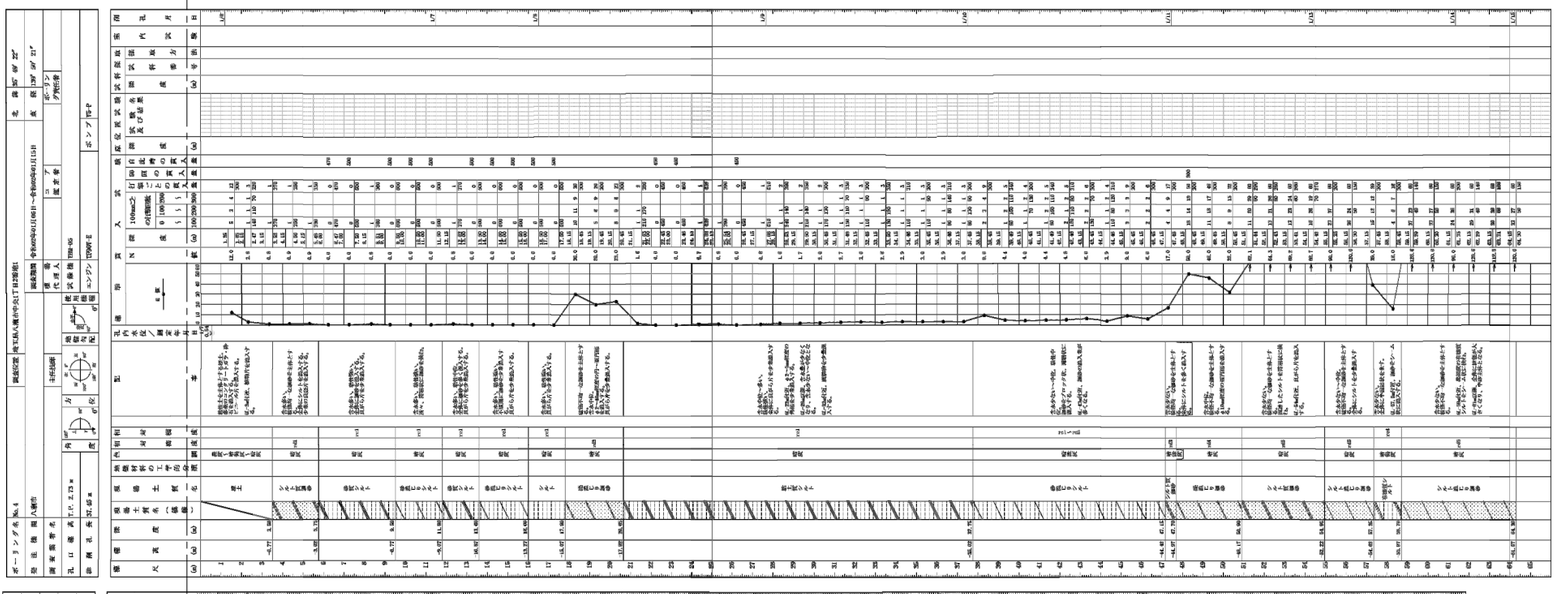

土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

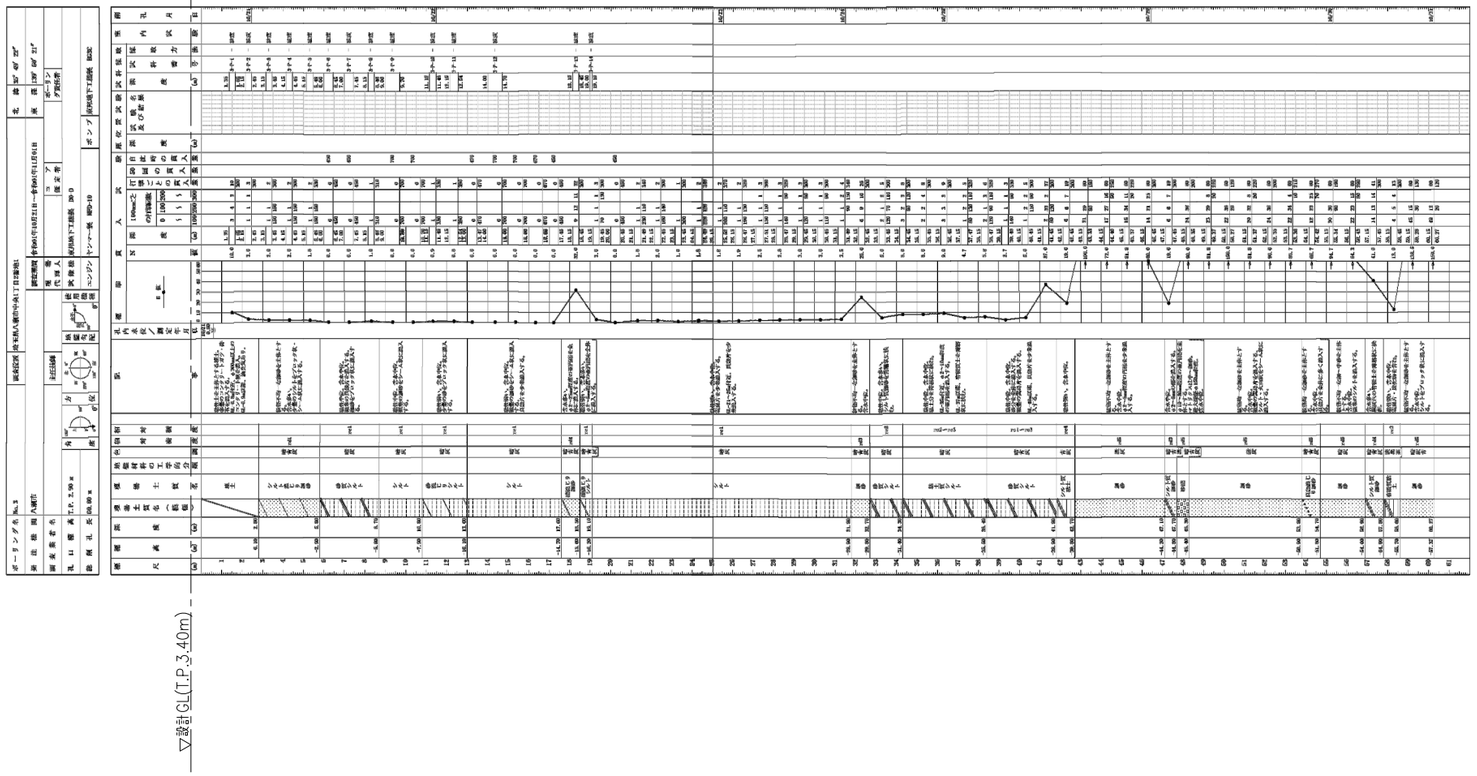

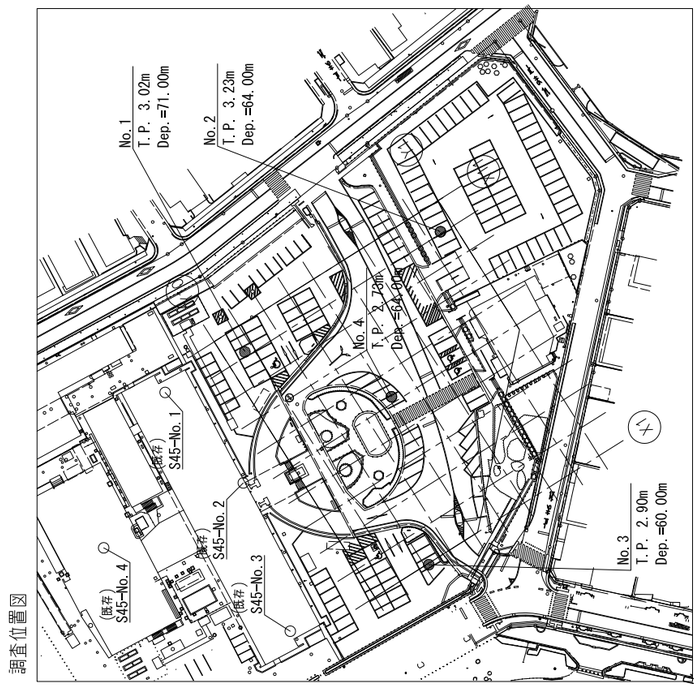

調査位置図

八潮市 企画財政部 公共施設整備課	履歴	日付 2025.01	工事名称 八潮市新庁舎北側駐車場及びﾊﾞｽﾛｰﾀﾘｰ等整備(建築)工事	縮尺	図面番号 S-010
			図面名称 土質柱状図－2		

■ 共通事項
（特記なき限り下記による。）

- ◯は鉄骨梁の端部が剛接合の箇所を示す。
- 鉄骨梁ジョイント位置は、通り芯から1200の位置とする。
- ▨はRC増し打ちとする。
- 外構レベルは意匠図参照のこと。
- 水平ブレースは取り合う大梁の下端合わせとする。

伏図配置方角

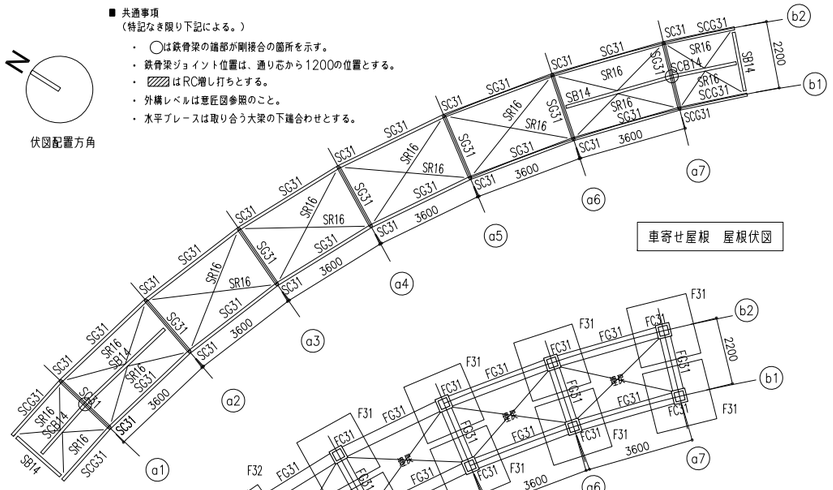

車寄せ屋根　屋根伏図

車寄せ屋根　基礎伏図

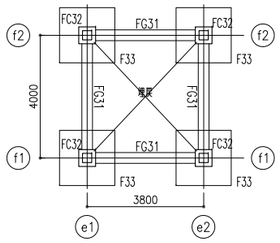

多目的駐車場屋根２ 基礎伏図

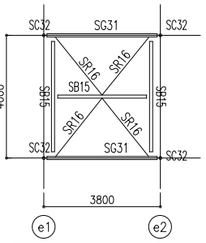

多目的駐車場屋根２ 屋根伏図

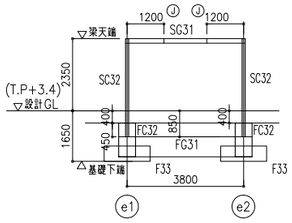

多目的駐車場屋根２ f通り軸組図

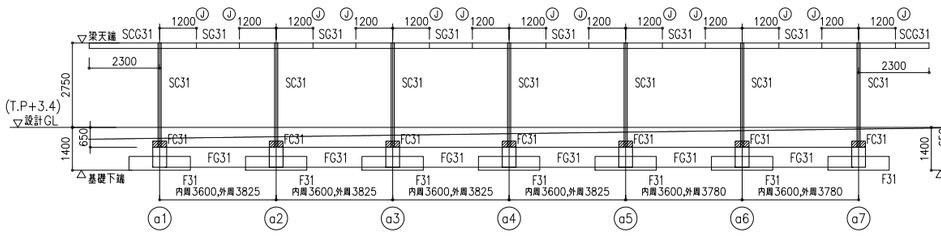

車寄せ屋根　b1通り軸組図

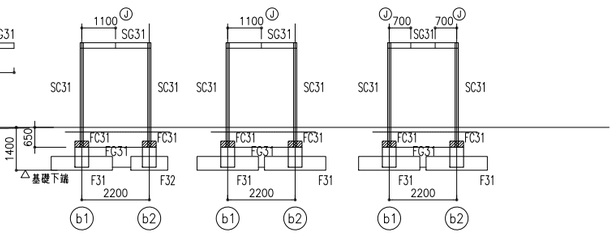

a1−3通り軸組図　a4,5通り軸組図　a6,7通り軸組図

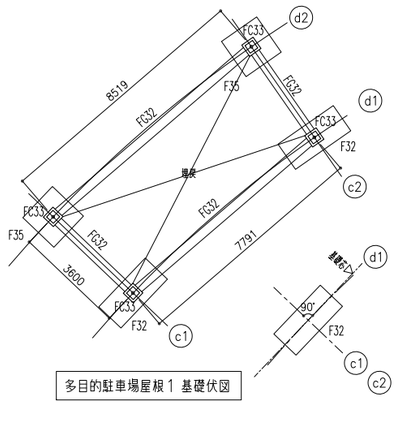

多目的駐車場屋根１ 基礎伏図

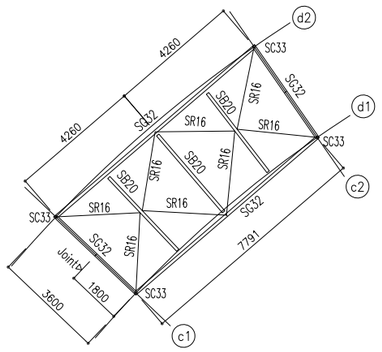

多目的駐車場屋根１ 屋根伏図

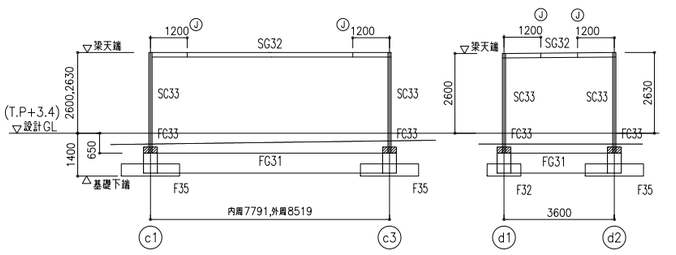

多目的駐車場屋根１ d2通り軸組図　多目的駐車場屋根１ c通り軸組図

部材リスト

A1:1/30
A3:1/60

基礎リスト

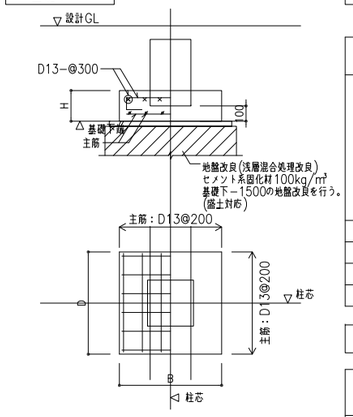

符号	基礎寸法		
	H	B	D
F31	400	2000	2000
F32	400	2200	1000
F33	500	1800	1800
F35	400	1400	1400

基礎柱リスト

・4隅の主筋（柱頭側）にはフックを設けること。

符号	FC31	FC32	FC33
断面	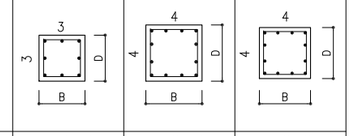		
B x D	450x450	550x550	500x500
主筋	8−D19	12−D19	12−D19
帯筋	D13−ロ−@100	D13−ロ−@100	D13−ロ−@100
備考		根巻柱脚とする	

基礎梁リスト

符号	FG31	FG32
位置	全断面	全断面
断面	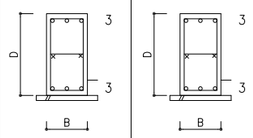	
B x D	350x650	300x650
上端筋	3−D22	3−D22
下端筋	3−D22	3−D22
肋筋	D13−ロ−@200	D13−ロ−@200
備考	2−D13	2−D13

鉄骨柱リスト

特記無き限り下記による。
・使用材質：STK400　・溶融亜鉛メッキとする。

符号	SC31	SC32	SC33
断面	○−101.6x5.7 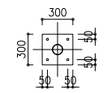	○−165.2x6 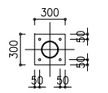	○−139.8x6.6 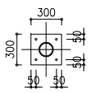
B.PL	PL−22x300x300（SN490C）	PL−22x300x300（SN490C）	PL−22x300x300（SN490C）
A.Bolt	A.BOLT 4−M20 L≥400mm フック付き ダブルナット締め 無収縮モルタルt=30	A.BOLT 4−M20 L≥400mm フック付き ダブルナット締め 無収縮モルタルt=30	A.BOLT 4−M20 L≥400mm フック付き ダブルナット締め 無収縮モルタルt=30
備考	B.PL下端レベル基礎梁天端＋30	B.PL下端レベル基礎梁天端＋30 座金はベースプレートに溶接すること	B.PL下端レベル基礎梁天端＋30

鉄骨部材リスト

特記無き限り下記による。
・使用材質：SN400B H.T.B：F8T，溶融亜鉛メッキとする。

符号	部材	G.PL	H.T.B	備考
SG31,SCG31	H−148x100x6x9	−	−	継手：ｽﾀｯﾌﾞ 2x2−M16 2PL−16x290x100(外添板) ｳｪﾌﾞ 1x2−M16 2PL−6x80x290
SG32	H−200x200x8x12	−	−	継手：ｽﾀｯﾌﾞ 2x2−M20 2PL−9x290x200(外添板) ｳｪﾌﾞ 2x1−M20 2PL−9x140x170
SB15	H−150x75x5x7	PL−6	2−M16	SS400
SB14,SCG14	H−148x100x6x9	PL−9	2−M20	
SB20	H−200x100x5.5x8	PL−6	2−M20	SS400
SR16	1−M16	PL−9	1−M16	SS400 ターンバックル付き JIS規格品

FC31,FC33増し打ち部分配筋詳細図

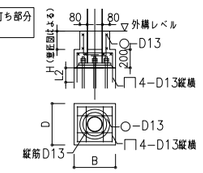

■コンクリート部材 共通事項
（特記なき限り下記による。）

1. 鉄筋材質「D10〜D16：SD295A，D19〜D25：SD345」
2. 基礎・基礎梁下地業は捨コン厚さ：50，砕石厚さ：60
3. コンクリートはFc21，S15